

令和2年第3回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (9月11日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
日程第4 報告第10号ないし日程第29 議案第58号	5
・報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第6号について)	
・報告第11号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第7号について)	
・報告第13号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和2年度中泊町一般会計補正予算第8号について)	
・報告第15号 令和元年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・報告第16号 令和元年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	
・報告第17号 令和元年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び 評価報告書について	
・議案第41号 令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	

・議案第 4 2 号	令和元年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 3 号	令和元年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 4 号	令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 5 号	令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 6 号	令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 7 号	令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
・議案第 4 8 号	中泊町手数料徴収条例の一部改正について	
・議案第 4 9 号	中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
・議案第 5 0 号	中泊町介護保険条例の一部改正について	
・議案第 5 1 号	中泊町宝の森広場条例の廃止について	
・議案第 5 2 号	令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について	
・議案第 5 3 号	令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について	
・議案第 5 4 号	令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について	
・議案第 5 5 号	負担付きの寄附の受け入れについて	
・議案第 5 6 号	町道の路線廃止について	
・議案第 5 7 号	つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について	
・議案第 5 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第 3 0	決算特別委員会の設置	1 2
日程第 3 1	陳情第 5 号	1 2
・陳情第 5 号	学校給食の無償化をもとめる陳情	
日程の追加		1 3

町長追加提案理由の説明	1 3
追加日程第1 議案第59号及び追加日程第2 議案第60号ないし追加日程第4 議案第62号及び追加日程第5 議案第63号	1 4
・議案第59号 工事請負契約の締結について	
・議案第60号 工事請負契約の締結について	
・議案第62号 工事請負契約の締結について	
・議案第63号 工事請負契約の締結について	
追加日程第3 議案第61号	1 6
・議案第61号 工事請負契約の締結について	
追加日程第6 議案第64号	1 8
・議案第64号 物品売買契約の締結について	
散会の宣告	1 9

第 2 号 (9月15日)

議事日程	2 1
出席議員	2 1
欠席議員	2 1
出席説明員	2 1
職務のため出席した事務局職員	2 2
開議の宣告	2 3
日程第1 一般質問	2 3
2番 今 博子議員	2 3
5番 塚本悦子議員	2 6
1番 田中 洋議員	3 5
12番 野上祐一議員	3 9
3番 成田直人議員	4 2
散会の宣告	4 8

第 3 号 (9月18日)

議事日程	4 9
------	-----

出席議員	5 0
欠席議員	5 0
出席説明員	5 0
職務のため出席した事務局職員	5 1
開議の宣告	5 2
日程第 1 報告第 1 0 号	5 2
・報告第 1 0 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 6 号について)	
日程第 2 報告第 1 2 号	5 3
・報告第 1 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 7 号について)	
日程第 3 報告第 1 4 号	5 5
・報告第 1 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 8 号について)	
日程第 4 議案第 4 1 号ないし日程第 1 0 議案第 4 7 号	5 7
・議案第 4 1 号 令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 2 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 3 号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 4 号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 5 号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 6 号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 4 7 号 令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第 1 1 議案第 4 8 号	6 2
・議案第 4 8 号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について	

日程第12	議案第49号	64
	・議案第49号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
日程第13	議案第50号	65
	・議案第50号 中泊町介護保険条例の一部改正について	
日程第14	議案第51号	66
	・議案第51号 中泊町宝の森広場条例の廃止について	
日程第15	議案第52号	67
	・議案第52号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第9号について	
日程第16	議案第53号	80
	・議案第53号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について	
日程第17	議案第54号	82
	・議案第54号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について	
日程第18	議案第55号	83
	・議案第55号 負担付きの寄附の受け入れについて	
日程第19	議案第56号	84
	・議案第56号 町道の路線廃止について	
日程第20	議案第57号	85
	・議案第57号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について	
日程第21	議案第58号	88
	・議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第22	発議第3号	88
	・発議第3号 中泊町議会の議会中継動画配信に関する規程の制定について	
日程第23	発議第4号	89
	・発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	
日程第24	発議第5号	90
	・発議第5号 学校給食の無償化をもとめる意見書	
日程第25	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	90

閉会の宣告	90
署名	93

第3回中泊町議会定例会

令和 2年 9月11日（金曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第6号について)
- 5 報告第11号 専決処分した事項の報告
(損害賠償の額の決定について)
- 6 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第7号について)
- 7 報告第13号 専決処分した事項の報告
(損害賠償の額の決定について)
- 8 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第8号について)
- 9 報告第15号 令和元年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 10 報告第16号 令和元年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 11 報告第17号 令和元年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 12 議案第41号 令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 13 議案第42号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 議案第43号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 5 議案第 4 4 号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 6 議案第 4 5 号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 7 議案第 4 6 号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1 8 議案第 4 7 号 令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 1 9 議案第 4 8 号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- 2 0 議案第 4 9 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 2 1 議案第 5 0 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 2 2 議案第 5 1 号 中泊町宝の森広場条例の廃止について
- 2 3 議案第 5 2 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について
- 2 4 議案第 5 3 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 2 5 議案第 5 4 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 6 議案第 5 5 号 負担付きの寄附の受け入れについて
- 2 7 議案第 5 6 号 町道の路線廃止について
- 2 8 議案第 5 7 号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 2 9 議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 3 0 決算特別委員会の設置
- 3 1 陳情第 5 号 学校給食の無償化をもとめる陳情

○追加議事日程（第 1 号の追加）

- 1 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について
- 3 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について
- 4 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について
- 5 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について
- 6 議案第 6 4 号 物品売買契約の締結について

○出席議員（12名）

1番	田中	洋	君	2番	今博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	7番	秋田	博	君
8番	川山	光則	君	9番	青山	雅晴	君
10番	沖崎	勲	君	11番	野上	憲幸	君
12番	野上	祐一	君	13番	長利	司	君

○欠席議員（1名）

6番 荒関 富雄 君

○出席説明員

町長	濱舘 豊光 君
副町長	横野 彰吾 君
教育長	米塚 鈴子 君
代表監査委員	葛西 昭文 君
総務課長	葛西 成芳 君
財政課長	毛内 康裕 君
総合戦略課長	三上 晃瑠 君
税務課長	太田 光平 君
町民課長	山中 哲哉 君
福祉課長	木元 剛 君
環境整備課長	藤本 雅久 君
農政課長	古川 幹人 君
水産商工観光課長	越野 進一 君
小泊支所長	加藤 孝典 君
教育次長	成田 勝輝 君
総務学務課長	藤田 康久 君
社会教育課長	柏崎 裕司 君
会計課長	下山 貴子 君
上下水道課長	阿部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

宮越 裕子 君

総務 情報 課
行政 情報 係

木村 将師 君

総務 情報 課
行政 情報 係

佐々木 一哉 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、令和2年第3回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、野上憲幸議員、12番、野上祐一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙、議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月18日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から9月18日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第4 報告第10号ないし日程第29 議案第58号

○議長（長利 司君） 日程第4、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第29、議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件まで一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。本日、令和2年第3回中泊町議

会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ご多用中の折にもかかわりませずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、決算の認定や条例改正など合計 26 件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第 41 号から議案第 47 号までの令和元年度中泊町の一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定についてご説明を申し上げます。

いつも申し上げておりますとおり、本町の財政は依然として自主財源に乏しく、地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が続いております。一方、社会保障経費の拡充、特に公共施設の大規模更新が集中し、歳出の一時的な急増が見込まれる中、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立が課題となっております。

こうした状況の中で、令和元年度の財政運営は第 2 次中泊町長期総合計画を柱に、新たな町の将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、限られた財源を活用して中泊町の未来を創造する新しいまちづくりの実行に取り組みつつ、住民福祉の向上のために緊急かつ重要な課題に対処してまいったところでございます。

議案第 41 号は、令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 7 億 1, 653 万 1, 000 円に対し、決算額は歳入総額 7 億 1, 899 万 9, 651 円、歳出総額 7 億 4, 144 万 4, 761 円、差引額 1 億 7, 755 万 4, 890 円となりました。繰越明許費繰越額 75 万 1, 000 円を除く実質収支額は 1 億 7, 680 万 3, 890 円となり、前年度と比較いたしますと 12.9% の増額となっております。

議案第 42 号は、令和元年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額 1 億 1, 063 万 4, 000 円に対し、決算額は歳入総額 1 億 2, 095 万 4, 861 円、歳出総額 1 億 3 億 85 万 5, 641 円、差引額 1 億 1, 709 万 9, 220

円となりました。実質収支額は1億1,709万9,220円となり、前年度と比較いたしますと19.6%の減額となっております。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額1億4,469万9,000円に対し、決算額は歳入総額1億3,991万1,484円、歳出総額1億3,991万437円、差引額1,047円となりました。実質収支額は1,047円となり、前年度と比較いたしますと9.2%の増額となっております。

議案第43号は、令和元年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額17億5,982万5,000円に対し、決算額は歳入総額17億5,724万8,178円、歳出総額17億4,138万5,124円となりました。実質収支額は1,586万3,054円となり、前年度と比較いたしますと22.2%の減額となっております。

議案第44号は、令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額3,971万9,000円に対し、決算額は歳入総額3,966万3,191円、歳出総額3,918万7,810円、差引額47万5,381円となりました。実質収支額は47万5,381円となり、前年度と比較いたしますと35.0%の減額となっております。

議案第45号は、令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額2,624万1,000円に対し、決算額は歳入総額2,621万1,365円、歳出総額2,589万5,222円、差引額31万6,143円となりました。実質収支額は31万6,143円となり、前年度と比較いたしますと7.3%の減額となっております。

議案第46号は、令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額2億6,491万8,000円に対し、決算額は歳入総額2億6,813万1,066円、歳出総額2億6,461万2,285円、差引額351万8,781円となりました。実質収支

額は351万8,781円となり、前年度と比較いたしますと397.1%の増額となっております。

議案第47号は、令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額3億3,952万5,381円、支出額2億8,885万6,038円、差引額5,066万9,343円、資本的収支では収入額ゼロ円、支出額1億8,652万7,244円、差引不足額1億8,652万7,244円となっております。支出の主なものは、企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補填をさせていただいております。

報告第10号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第6号についてであります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て応援給付金事業実施のため、所要の予算補正を専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第11号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第12号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第7号についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式対応推進応援金申請サポート事業及び学校保健特別対策事業並びに薄市地区旧円通寺の解体撤去補助事業実施のため、所要の予算補正を専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものであります。

報告第14号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第8号についてであります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、既に実施をさせていただいております緊急経営支援対策事業、エール給付金の申請件数の増加に伴いまして、所要の予算補正を専決処分させていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第15号は、令和元年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度における当町の健全化判断比率を報告するものであります。

報告第16号は、令和元年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度における当町の公営企業会計資金不足比率を報告するものであります。

報告第17号は、令和元年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価について報告をするものであります。

議案第48号は、中泊町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正により、個人番号を通知するための通知カードが廃止されることに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、中泊町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することのできない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、傷病手当を支給する期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、中泊町介護保険条例の一部改正についてであります。

町の介護保険料の減免に係る申請期限を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、中泊町宝の森広場条例の廃止についてであります。

ゲートボールの競技人口の著しい減少から、近年利用実績がなく、今後も利用が見込めないことから、用途を廃止するため条例を廃止するものであります。

議案第52号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第9号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも3億2,432万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億8,254万3,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費として総合福祉健康センター温泉掘削事業費、新型コロナウイルス感染症対策として民生費に児童福祉施設に対する感染症緊急包括支援事業費、農林水産業費に農業経営基盤支援事業費、商工費に新しい生活様式対応店舗等改修支援事業費、教育費に学校ICT緊急整備事業費など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連におきまして国庫支出金、町債等について調整の上計上させていただいたほか、地方交付税につきましては普通交付税交付額の確定により、繰越金については前年度繰越額の確定により、それぞれ増額計上いたしております。

なお、債務負担行為につきましては追加分を補正したほか、地方債については臨時財政対策債の確定及び事業費の追加等に伴い、限度額を変更いたしております。

議案第53号は、令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも1億1,871万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,388万9,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、令和2年度税制改正に伴うシステム改修及び財政調整基金積立金であります。歳入につきましては、歳出と

の関連におきまして県支出金を調整の上計上したほか、繰越金につきましては前年度繰越額の確定により計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも218万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,413万6,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症の予防対策費用及び医療従事者等慰労給付金をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連におきまして診療収入を調整の上計上したほか、県支出金を追加計上いたしております。

議案第54号は、令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも3,327万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億8,146万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に地域介護・福祉空間整備等事業、基金積立金に介護給付費準備基金積立金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連におきまして国庫支出金に地域介護・福祉空間整備等交付金等を計上したほか、令和元年度からの繰越額の確定により前年度繰越金を計上いたしております。

議案第55号は、負担付きの寄附の受け入れについてであります。

中泊町大字中里字亀山668番1号ほか1筆について、古川政昭氏から負担付きの寄附の申出がありましたので、これを受け入れることにつき議会の議決を求めるものであります。

議案第56号は、町道路線の廃止についてであります。

現在使用されております中泊町一般廃棄物最終処分場から中泊町中里一般廃棄物最終処分場、通称旧処分場までの区間を一般の通行車が利用することがなく、今後は中泊町一般廃棄物最終処分場管理用道路として維持管理していくため、町道の路線を廃止することとし、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてであります。

つがる西北五広域連合の共同処理する事務及びつがる西北五広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたた

め、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員、山本弘氏の任期が令和2年12月31日で満了となるため、後任委員を推薦するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎日程第30 決算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第30、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第41号から議案第47号までの令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第47号までの令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎日程第31 陳情第5号

○議長（長利 司君） 日程第31、陳情第5号 学校給食の無償化をもとめる陳情を議題にします。

お諮りします。陳情第5号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(長利 司君) お諮りします。

本日、町長から議案第59号から議案第64号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第64号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(長利 司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

本日追加提案をさせていただきました議案第59号から議案第63号は、工事請負契約の締結についてであります。

中泊町もみじ団地建設事業住宅建設工事第1工区から第5工区、計

5件の工事請負について、条件付一般競争入札により工事請負契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、仮契約を締結した上で議会の議決を求めるものであります。

議案第46号は、物品売買契約の締結についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン授業等に活用する学校教育用情報端末購入による物品売買契約を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、仮契約を締結した上で議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎追加日程第1 議案第59号及び追加日程第2 議案第60号
ないし追加日程第4 議案第62号及び追加日程第5 議案第63号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第59号、追加日程第2、議案第60号、追加日程第4、議案第62号及び追加日程第5、議案第63号までの工事請負契約の締結についての4議案は関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） おはようございます。議案第59号から議案第60号及び議案第62号から議案第63号 工事請負契約の締結について、一括してご説明申し上げます。

本日追加提案いたしました議案書を御覧願います。本議案4件は、さきに仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

契約の目的は、議案第59号が中泊町もみじ団地建設事業住宅建設

工事第1工区、そして議案第60号が第2工区、議案第62号が第4工区、議案第63号が第5工区であります。

契約の方法といたしましては、いずれの契約についても条件付一般競争入札により8月5日に告示し公募したところ、8社の応募がございました。8月25日に入札を実施、8月28日に仮契約を締結いたしております。

1ページを御覧願います。議案第59号、中泊町もみじ団地建設事業住宅建設工事第1工区の契約金額は5,071万円、契約の相手方は中泊町大字豊島字豊本1番地、有限会社田中建工、代表者は代表取締役、田中宏明。

2ページを御覧願います。議案第60号、第2工区の契約金額が5,058万9,000円、契約の相手方は中泊町大字今泉字唐崎28番地40、青山建築、青山雅彦。

4ページを御覧願います。議案第62号、第4工区の契約金額が5,068万8,000円、契約の相手方は中泊町大字高根字小金石546番地8、株式会社野上技建、代表者は代表取締役、野上孝志。

5ページを御覧願います。議案第63号、第5工区の契約金額が5,038万円、契約の相手方は中泊町大字小泊字鮫貝110番地10、有限会社角田建設、代表者は代表取締役、角田孝則でございます。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和3年2月26日までとしております。

以上、議案第59号から議案第60号及び議案第62号から議案第63号までを一括してご説明申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第59号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第61号

○議長（長利 司君） 追加日程第3、議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

これは田中議員に関係する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により田中議員の退席を求めます。

（1番 田中 洋君退席）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提案いたしました議案書の3ページを御覧願います。本議案は、さきに仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

契約の目的は、中泊町もみじ団地建設事業住宅建設工事第3工区であります。

契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札により8月5日に告示し公募したところ、8社の応募がありました。8月25日に入札を実施、8月28日に仮契約を締結いたしております。契約金額は5,091万9,000円で、契約の相手方は中泊町大字豊島字豊本49番地2、株式会社北信建設、代表者は代表取締役、田中憲でございます。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和3年2月26日までとしております。

以上、議案第61号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

田中議員の入場を許可します。

(1番 田中 洋君入場)

◎追加日程第6 議案第64号

○議長(長利 司君) 追加日程第6、議案第64号 物品売買契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長(毛内康裕君) 議案第64号 物品売買契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提案いたしました議案書の6ページを御覧願います。本議案は、さきに仮契約を締結した物品売買契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであります。

契約の目的は、学校教育用情報端末購入であります。

契約の方法といたしましては、指名競争入札により8月5日に4社を指名し、8月25日に入札を実施、8月28日に仮契約を締結いたしております。契約金額は3,256万円で、契約の相手方は青森市長島2丁目13番1号、扶桑電通株式会社青森営業所、代表者は所長、水木敏彦でございます。

なお、納期は議会の議決を得た日から令和3年2月25日までとしております。

以上、議案第64号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願います。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(長利 司君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時40分

第3回中泊町議会定例会

令和 2年 9月15日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今	博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君	
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君	
7番	秋田	博	君	8番	川山	光則	君	
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君	
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君	
13番	長利	司	君					

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君	
副	町	長	横	野	彰	吾	君
教	育	長	米	塚	鈴	子	君
代	表	監	査	委	員		
葛	西	昭	文	君			
葛	西	成	芳	君			
毛	内	康	裕	君			
三	上	晃	瑠	君			
太	田	光	平	君			
山	中	哲	哉	君			
木	元		剛	君			
藤	本	雅	久	君			
古	川	幹	人	君			

水産商工観光
課長

小泊支所長

教育次長

総務学務課長

社会教育課長

会計課長

上下水道課長

越野進一君

加藤孝典君

成田勝輝君

藤田康久君

柏崎裕司君

下山貴子君

阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長

総務課係
行政情報

宮越裕子君

木村将師君

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

- 議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。
2番、今議員の質問を許可します。
今議員。

（2番 今 博子君登壇）

- 2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

マイナンバーは、社会保障や税、災害対策の分野で効率的な情報管理を目的として共通の番号を導入し、個人の特定を確実にかつ迅速にできるもので行政の支援が必要な人に必要な支援を届けるために欠かせないものであるとして、一人一人に自分だけの番号が与えられたものでした。しかし、これがマイナンバーカードとなりますと、個人の様々な情報が詰まっていることから、たくさんのメリットもあるが、それ以上にデメリットが懸念されることとなります。デメリットの1つに、個人の情報が流出してしまう可能性、なりすまし被害の可能性また銀行口座とのひも付けがされているものにおいては、詐欺や不正取引等の被害に遭う可能性も十分に考えられることです。そのほかカードを紛失したときには、すぐに警察に届けるなど素早い対応が求められ、その上で再発行の手続が必要など、なかなか不安に思うところがあります。ですが、メリットも多々あり、運転免許証を持たない人や免許証を返納した後では写真付の身分証明書として利用できるなどの大変価値のあるものとなります。また、令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるよう計画されており、医療機関でも必要な機械等の導入が始まっており、体制や整備をして調整を図っているところですが、しかし、マイナンバーカードがなかなか普及していないのが現実であります。

そこで1つ目の質問として、町長はマイナンバーカードの必要性を

どのように捉え、どのように考えているものかお伺いします。

そして、マイナンバーカードは、災害時には給付金等の支払いや利用している薬なども分かるなどのことから、支援物資と同様に薬の調達も必要な人に滞ることなく届けられることになり、高齢者や独り暮らしの最も支援を必要とする方々に特に利用価値があるものと考えられます。しかし、1人で申請するにはあまりにも複雑過ぎます。

そこで2つ目の質問ですが、町として個別に手厚い支援をしていく考えはないものかお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。今議員ご質問のマイナンバーカードについて2点のお尋ねかと思えます。

まず、1点目のマイナンバーカードの必要性をどのように考えているかについてですが、このマイナンバー制度というものは、国民の利便性向上と行政の効率化により、公平かつ公正な社会を実現するために重要な社会インフラの一つであると考えているところであります。これらの機能を最大限に発揮させるためには、できる限り多くの国民によるマイナンバーカードの取得が必要であるとして国が実施している政策でもあると承知しているところであります。しかしながら、マイナンバーカードの取得、交付率は、先ほど議員のほうからご指摘があったとおり、非常に低迷している状況であります。今年の8月1日現在、全国で18.2%、これは取得者の比率でございますが、県のほうで16.1%、我が町においては、わずか9.2%にとどまっている、この9.2%は数でいうとどうなるかと申しますと983枚ということでございます。私自身は、このマイナンバーカード、青森市に在住しておったときにいち早く取得をさせていただいたところであります。恐らく県内でも相当早かったのではないかなと思っておりますが、このマイナンバーカードを持って東京に移動したときに、フィットネスクラブに入会する機会がありまして、マイナンバーカードをもって身分証明を出しましたら、東京都でも、そのクラブでも初めてだというふうに言われたところであります。

国は、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議におきまして、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針というものを示しておりまして、普及率向上の施策として、今年9月から来年の3月までの期間、マイナポイント事業という、要するにマイナンバーカードを持つことによるメリットをさらに際立たせるためのインセンティブとしてマイナポイント事業を開始してございます。私も実はマイナポイント5,000ポイントを既に取得をしてお済みまして、9月1日から始まっているわけですが、これによってどんどん増やしていこうというふうに国は政策として進めているところであります。来年の3月になりますと、健康保険証もこのマイナンバーカードの中に組み込まれるということも予定されているようでございます。来年度以降においても、先ほど議員のほうからも種々お話があったわけですが、薬剤の処方箋の電子化だとか、母子健康手帳、障害者手帳などの各種証明書、そのほかハローワークなどでの就労手続での利用も予定されていると伺っております。そういうことから、本町においても国の制度の動向をしっかりと見極めながらマイナンバーカードの普及率向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

2点目のマイナンバーカード取得の手続がなかなか1人では難しい方々への支援という部分についてでございますが、現在マイナンバーカードの申請については、ご本人が郵送による申請またはスマートフォンやパソコン、それから証明写真機などを使っての申請ということになっているわけですが、場合によっては、ご高齢の方々にはなかなか難しいものであるということは、私自身承知をしているところであります。また、申請に関しては、全国のマイナンバーカード普及の取組を見ましても、イベント等での申請受付所を設置する事例など数多く報告されていることなどから、様々な機会を使って、わざわざ出向かなくても何かのついでに申請ができるような、そういう場を設けるなど検討してまいりたいと考えてございます。特に高齢者の方々に対しましては、よく皆さん参加されておられる宝寿大学ですとか、高齢者教室、それから北光寿大学、こちらのほうでマイナンバーカードの講座を行ってみたりしながら、その場で申請できるような体制づくりにも努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） ただいまの答弁を伺いまして、とても前向きであることから、どうぞ支援を待っている人には丁寧な対応をお願いしたいと思います。

ただいま町長も言っていましたが、今話題となっているマイナポイントですが、最大5,000円分のポイントがもらえると、先日には新聞でも、またコマーシャルも盛んに流しているのを目にしています。ここ役場においても登録のサポートを実施していると伺っていますが、相談に訪れている方はいるものでしょうか。お伺いします。

○議長（長利 司君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） ただいま今議員のご質問のマイナポイントの町での状況についてお答えいたします。

総務省では、マイナンバーカードの所有者を対象に2万円の買い物などで使用できる最大5,000円分のポイントを還元するマイナポイント事業を本年9月より始めています。総務省では、本年7月より利用予約4,000万人を上限に、利用予約の受付を開始して、利用申込み手続の窓口として市町村、郵便局、一部のコンビニ、スマートフォンの専用アプリ等となっています。総務省のホームページにおける当町での手続窓口は、本庁舎2階の総合戦略課また町内の中里、武田、内潟、小泊の4郵便局、そしてローソン中泊中里ベル店となっています。当町の2階の手続窓口、役場での手続窓口では、7月から先週の金曜日、9月11日までで6件の予約手続を行っております。

以上です。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い一般質

問をさせていただきます。

まず1点目は、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税制度は、一般の人が自ら希望する都道府県や市町村に寄附を行う制度として2008年4月、地方税法などの一部を改正する法律により制定されました。この制度が普及した要因として、1、税務面でのメリット、2、各地方の返礼品、3、ワンストップ特例による確定申告の不要化、4、自らの税金の使い道が見える化が挙げられています。一般にふるさと納税を受け取った側の自治体は、プラスの経済波及効果があるとされています。

ちなみに2月25日の東奥日報紙上に、県と18市町村は、ふるさと納税寄附額が前年度に比べ増える見通しであると掲載されていました。その中には、我が町も入っています。各自治体は、あらゆるアイデアを駆使して、納税額を増やそうと日夜挑戦しております。ちなみに8月24日付で五所川原市が4億6,000万円と県内トップとなりました。そこでお聞きいたしますが、まず1として、2019年度の寄附額並びに前年比、それとともに使い道の各コースの決算額です。

2として、ポータルサイトを増やす予定はないか。それとともに、職員の意識改革の強化が必要であると思いますが、町の考え方と今後の取組方をお聞かせ願います。

次に、2点目ではありますが、宮越家離れ庭園の一般公開についてであります。町内外のファンの方々が待ちに待った宮越家の一般公開が10月末となりました。中泊町観光ビジョンの基本施策に、文化、歴史、観光の強化とうたっております。8月4日に五所川原市の市民団体公開講座奥津軽が宮越家の資料調査を行っている中泊町と町博物館と協力の上、宮越家の了解を得て、10月末から一般公開を前に動画撮影を行いました。動画サイトユーチューブで宮越家の歴史やステンドグラスの由来などを紹介し、幅広い層の関心を高めるという5分から10分程度に編集し、8月末から4回シリーズで配信する予定とあります。ステンドグラス研究家の田辺千代さんは、完成度と保存状態のよさから小川三知の最高峰と高く紹介しています。

そこで1として、この貴重な文化財を紹介するボランティアガイドの現在の状況、講師の指導に対する習熟度は完全なものになっておるのか。このボランティアガイドの人たちの言動が公開成功の鍵を握っ

ていると思うのです。サービスのつもりで余計なことを言ったりすることによって別な方向にガイドすることにならないようしっかりと指導をお願いしたいところであります。

そして2として、町文化保護条例に基づき、保存及び活用に細心の注意を払わなければなりません。貴重な文化財を傷つけないための防止対策やボランティアガイドに対する指導、内容、見学者に対するマナーのお願いなどであります。また、9月の広報には、10月31日、11月1日の2日間、町民限定で300名を無料で内覧会の案内がありました。一般の方々の見学に当たっての1回の人数及びその日の回数また周辺の整備状態についてお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員から大きく分けて2つのご質問を頂戴いたしました。まず1つ目がふるさと納税についてであります。2つ目のほうが宮越家の離れ、庭園の一般公開ということについてでございますが、まず細かく分けると4点ほどあったかと思えます。

ふるさと納税についての1点目、2019年度の寄附額並びに前年度比、それから使い道の各構成の配分等について。それから、2つ目として、寄附額を増やすための対策としてポータルサイトをもっと増やしていけばいいのではないかと。あと職員そのものの意識改革についてどのように考えているのかということについて、まず私のほうからお答えを申し上げたいと思えます。

ふるさと納税、議員のほうからもるご説明のあったとおり、平成20年から制度がスタートしたものでありまして、目的は、議員のおっしゃったとおり、寄附を通じて地方自治体の地方創生に参加できる制度ということであり、自分の生まれたふるさとだけではなくて、応援したい地域、頑張ってもらいたい地域、好きな地域、そういう自治体にも寄附することができる制度であるというふうに理解をしているところであります。私どもの中泊町でも町ホームページや広報紙等での周知に努めながら、平成27年9月から日本最大のシェアを誇るふるさと納税サイトでありますふるさとチョイスに掲載を始め、地場産品を

中心といたしました新たな返礼品の発掘ですとか、寄附者が賛同できるような納税の使い道コースを検討しながら寄附者のニーズに合ったふるさと納税の取組を進めてまいったところでございます。

議員ご質問の2019年度の寄附額並びに前年度比につきましては、昨年度2019年度は寄附額が3,840万8,000円、前年度比での寄附額は124%、24%増加したわけであります。寄附件数は2,020件、前年度比で144%ということで44%増加している状況でございます。

また、使い道の各コースへの配分額については、5つのコースを設けさせていただいております、まず1つ目は、豊かで美しい自然を守るまちづくりコースということで、寄附額が990万7,000円、これを中里、小泊両地域の田園風景及び保水、治水、水を保つ、水を治めるほう、保水、治水機能を守る事業であります多面的機能支払事業等、町の支出金3,387万5,000円の一部として充てさせていただいております。

2つ目の子育て支援コースでございますが、寄附額984万7,000円を認定こども園運営事業等の町支出金1億2,453万4,000円の一部に使わせていただいております。

3つ目の中泊町ブランド開発コースでございますが、寄附額のほうは87万5,000円でございますが、タマネギを対象とした高収益作物の試験事業ですとか、新おもてなしご当地グルメ等の、これはメバルでございますが、町支出金109万8,000円の一部に使わせていただいております。

4つ目の津軽鉄道応援コースでございますが、寄附額のほうは290万5,000円でございます、津軽鉄道活性化に係る各事業の町支出金513万4,000円の一部に使わせていただいております。

5つ目の、これは私町長おまかせコースというのがあるようでして、町長おまかせコースのほうでは、寄附額1,487万4,000円を町民の皆様が楽しみにしておられる総合福祉健康センターの建設事業ですとか、観光客を入れるための観光ビジョン策定事業ですとか、先ほどお話のあった、後ほどお答えさせていただくわけですが、宮越家に関わる文化財整備事業等の町支出金2,032万7,000円の一部に使わせていただいております。

また、議員ご質問の寄附額を増やすため、増加対策としてポータルサイトを増やすことについての考え方でございますが、町ではふるさと納税の累計受入額がポータルサイトの中で一番多い、つまり掲載による効果が一番高いと考えられておりますふるさとチョイス、先ほどもお話ししたわけでございますが、こちらのほうを活用させていただいております。県全体とすれば、国の意向を受けて、県内の自治体に対して今年9月30日までに募集に要する費用の合計額が、これは返礼品と手続に係る費用全部足したものが5割以下にしてくださいということで県のほうからも通知をいただいております、ふるさと納税に係る配当を増やした場合、もちろんそのコストがかかってくるわけでありまして、こちらのほうのコストを増やしますと、返礼品として返すほうに充てるお金が少なくなっていくので、魅力のある返礼品がなかなかつくれなくなるということもございまして、結果として寄附件数及び寄附額が現状より下がってしまうというリスクもあるわけでございます、掲載サイトを増やすということについては、もうちょっと検討しなければいけないのかなど。よって、今のままで何とかやらせていただきたいなと思っております。

町職員の意識改革の必要性につきましては、魅力ある返礼品を増やす等の意識改革によってやっぱりいろんな商品を増やしていけると思うので、町とすれば、お米を毎月少しずつ複数月にわたって送り届ける寄附者目線での返礼品追加等の磨き上げ、要するにいただくほうがどういう形であれば一番いいのかなというところに着目しながら取り組んでございます。さらに、昨年12月には町内出身者で町外に在住している方々への返礼品としてシルバー人材センターと連携しながら残しているお家のほうの雪かきですとか、草むしりですとか、お墓のほうの掃除ですとか、空き家の見回り等の業務も追加をさせていただいております。現在のウィズコロナの状況において、本年7月には除草業務の返礼品を2件お申込みを頂戴してございます。今後も申込みが増えることが予想されてございます。町とすれば、引き続き町ホームページ、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスへの掲載等でふるさと納税に係る情報発信を積極的に行いながら、寄附者のニーズに合ったふるさと納税の取組を進めさせていただき、当町を応援してくださる方々を増やしていく、応援してくださる方々を今関係人

口という呼び方をしているわけですが、その方々を増やして人口減少、少子高齢化の中において、より一層魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

大きな2つ目の宮越家の関係でございます。宮越家離れ、庭園一般公開について2点ほどまた細かくご質問を頂戴したわけですが、ボランティアガイドの習熟度の現状につきましては、後ほど担当の教育長のほうからご答弁をさせていただくということで、私のほうからは、保存及び活用状況、先ほど議員のほうから様々お話のあったご心配のところについてお話をさせていただきたいと思っております。

宮越家に伝え残されております建造物、今まではステンドグラスということできたわけですが、そのほかに主屋、米蔵、文庫蔵、ステンドグラスのある離れ、詩夢庵という名前がついておるわけですが、そのほか庭園のほうも主屋に付随した大石武学流庭園と、その後に造られてきました離れのほうに付随した枯山水の庭園ですとか、池泉式の庭園ですとかございます。その中にも各建造物の中に保管されております話題のステンドグラスのほかにも各調度品ですとか、美術工芸品、それから新聞等でも報道されてございます文書、書簡などの歴史資料等ございます。これらは、議員もご承知のとおり、極めて貴重な歴史的文化財であり、津軽地域の当時の交流の動きを明かすためにも必要な資料ではないかなと、単に宮越家の資産にとどまらず、町にとっても非常に重要な文化財であると受け止めているところであります。

このような貴重な文化財は、町として積極的にしっかりと注意しながら保存、活用していくことが重要であると考えてございまして、昨年10月には宮越家ステンドグラスへの関心や整備への機運を醸成させていただくために「宮越家住宅・資料保存活用フォーラム」というものを町民文化祭の日に合わせて開催をしたところでございます。次代を担う子供たちの誇りとなるよう保存、活用を進めていくこととか、離れ建築100周年の節目となる令和2年度、今年度中に試験公開を行うことなどが確認をされたところであります。また、今後の保存活用計画を策定する宮越家住宅・資料保存活用検討委員会を昨年5月に8名の専門家メンバーの方々に構成をさせていただき、つくらせていただきました。今年3月には、「宮越家住宅・資料保存活用計画」、

こういう冊子で議員各位にも配付をさせていただいておるわけですが、策定をさせていただきました。

議員お尋ねの保存及び活用状況の対策については、保存活用検討委員会のほうの計画では、短期的整備方針及び中長期的整備方針が示されているところでございます。短期的整備方針といたしましては、ステンドグラスや庭園といった宮越家の歴史的文化財の一般公開についてでございます。県内外から強く要望されており、現在令和3年度からの一般公開実施を目指して、とりあえず町民の多くの方々からも見たいという要望がございますために、先ほどもお話ししました離れ詩夢庵が100年を迎える今年、そのことを記念しまして、一般公開に先立ちまして10月31日と11月1日の2日間、各150名ずつでございますが、町内在住の方300人限定の内覧会を開催したいというふうに考えてございます。また、11月2日から11月29日までの28日間、試験的に一般公開を実施をさせていただく予定でございます。これもまた1日限定150名ということで、人数をある程度制限して、危険がないような形でやらせていただきたいと考えてございます。アクセスにつきましても、時間指定のシャトルバス、1日10便運行させていただくことにしております。これを使って見学に行くことを限定させていただきたいと、来場者の方は、ピュアからパルナス、津軽中里駅からバスで視察見学に行っていただくということを考えてございます。1回当たりの見学者数は、ボランティアガイド引率の下15人とさせていただきます。適宜自由見学を交えながら所定の見学ルート、今ルートも全部整備してございまして、ルートを巡って見学時間は1回60分程度で一回りするようなことを考えてございます。もちろん一般に公開することに向けて、今回試験的にこうやってみて、いろんなトライ・アンド・エラーできると思いますので、やってみた結果、整理して次の一般公開に臨みたいと思っております。

令和元年度は、各種の文化財調査をはじめ防犯対策としてやっぱり新聞等で取り上げられますと、いろんなリスクも出てくるものですから、侵入防止用の仮設フェンスですとか、防犯カメラなどを設置させていただきました。今年度は、達磨堂というお庭の中にだるまの像が安置されている建物があるのですが、その建物のほうの囲っていると

ころが大分古くなってきて老朽化しているものですから、覆う工事、覆屋の工事や庭園の復元整備として池の浚渫、園路の雑草除去、景観阻害樹木の剪定などを行わせていただきました。文化財指定に係る取組につきましては、冒頭申し上げました宮越家の歴史的文化財の主要構成要素であります大正9年の離れ詩夢庵あるいは幕末から明治にかけての創建と推定される主屋、文庫蔵、米蔵、年代は不詳でございますが、達磨堂等の建造物、そして国内有数のステンドグラス、これは小川三知による3点の作品でございますが、さらには離れ詩夢庵の建物自体も価値があると。あと付随の枯山水庭園、池泉庭園、主屋付随の大石武学流庭園の庭園等につきましては、県内あるいは国内においても、その歴史的価値は高いものと評されておりますことから、町文化財の指定に加えて、青森県、さらには国の文化財指定に向けての調査を継続しているところでございます。

令和3年度以降の中長期的整備方針の中では、引き続き一般公開に向けて整備させていただくとともに、庭園の復元工事、離れなどの建造物の修復や周辺環境の整備など、中長期的な視点で保存活用を進めてまいりたいと考えております。また、1人でも多くの方に訪れていただけるよう観光資源としての有効活用についても検討させていただき、町の観光振興につながるよう努めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員ご質問の講師によるボランティアガイドの習熟度の現状についてお答えいたします。

宮越家離れ、庭園につきましては、国内有数のステンドグラス並びに庭園など、町の文化財として新たな町の誇りとして今後保存、活用し、後世にぜひとも継承していかなければならないものと強く思っております。教育委員会では、宮越家離れ、庭園の公開に向け、訪れる方々に宮越家の歴史や魅力をより深く伝えることができるボランティアガイドを今年5月から募集しましたところ、今日現在で町内外から20名の申込みがございます。5月から6月にかけて2回、ボランティアガイドの内容及び宮越家文化財の概要に係る説明会を開催し、1

回目は25名、2回目は19名、延べ44名の方が参加しております。その後7月から9月まで4回、ボランティアガイド養成講座を開催し、おもてなしの心や宮越家の歴史、文化財の見どころ等について学んでおります。

その講座の内容を申し上げますと、7月14日に五所川原市の角田周さんを講師に、「おもてなしのこころ」、7月29日に宮越家住宅・資料保存活用検討委員の三上隆博さんを講師に「宮越家建築物の特徴」、8月27日には同じく検討委員の今井二三夫さんと兵藤勝幸さんを講師に「宮越家庭園のみどころ」、9月8日に博物館の斎藤館長を講師に「尾別・宮越家の歴史とステンドグラスの特徴」と題して、それぞれ講座を開催しております。

ボランティアガイドの習熟度についてですが、大体分かった、少し分かったという方が、3回目の時点で全体の約86%を占めており、身につけた知識等は、今後実際にガイドを行い、実践で試してみる、活用を図ることによって、より定着していくものと思います。ただ、宮越家のことをさらに詳しく調べてみたいとか、個人的に勉強して頑張りたいといった意欲的な反面、うまくできるか不安であるとか、覚えることがたくさんあって、少し心配だという声もございます。9月末には、ボランティアガイドの皆様方の不安等を少しでも解消するためにもガイドマニュアルを用いて現地における実地研修を行い、そして10月にはガイドシミュレーションを行うなど、学習したことの活用や体験の機会を設けて、それぞれのスキルアップを図っていく予定でございます。

その後、先ほど町長もお話し申し上げたように、10月31日、11月1日のなかどまり町民文化祭開催に合わせて実施する町民内覧会、11月2日からの一般公開を行い、その後も状況を見ながら定期的に学び直しの機会を設けるなどの継続的な支援を行っていくことが望ましいものと考えております。

今後も文化を通して人を育て、文化を通して、より住みよい中泊町の未来のために、議員各位並びに町民の皆様方と共に取り組んでまいります。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 答弁はいいのですが、まずふるさと納税についてであります。各コースにいろいろご説明ありがとうございました。ふるさと納税は、やはり返礼品がとても魅力で皆さんが寄附するのではないかなと思いますので、この中泊町の大地の恵みと海の幸、この大地、メバルはもちろんなのですが、農家、津軽平野ってすごい皆さん魅力に感じておりますので、無農薬とか、有機栽培の米がとても話題になっておりますので、ぜひいろんな方面から皆様知恵を出して担当者だけでなく、一丸となって納税額を増やしていただければなと思います。

そして、五所川原市では2月25日の東奥日報新聞紙上では、ポータルサイトを増やしたということで前年比増が県内で1位となりました。もちろん費用はかかりますが、そのようにポータルサイトは2020年9月現在で約16サイトがありますが、皆さん魅力ある返礼品をもって、どうぞ町長さんをはじめ職員が一丸となって頑張ろうという、そういうことに大いに期待を申し上げます。よろしく申し上げます。

次に、宮越家についてであります。五所川原市の市民団体の方たちは、宮越家にとっても関心を深めており、これは重要文化財だ、国宝にも値するという、そのように絶賛しております。見学者には、ぜひ置物、道具やふすま、ドラなどには、絶対に指紋をつけさせないように十分警備をし、注意を払っていただきたいと思うのです。また、夏だと若い方たちは、素足でサンダル靴をはくことが多くなります。それがその素足のままで上がっては、とても大変な足跡がつくのではないかな。そのとき必ずソックスを着用とか、手袋を着用とかを、細心の心遣いをして見学者にやっていただきたいと、そう思うのです。宮越家に対する様々な負担を絶対にかけないようにすることが非常に大切だと思うのであります。町観光ビジョンの施策が絵に描いた餅にならないよう心して公開の成功を強く願い、そして町の発展を願って一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

1番、田中議員の質問を許可します。

田中議員。

（1番 田中 洋君登壇）

○1番（田中 洋君） 1番、田中です。議長のお許しをいただきましたので、

通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

マツカワガレイ陸上養殖試験事業についてお伺いいたします。マツカワガレイ陸上養殖試験事業は、小泊漁業協同組合が事業主体となり、平成30年10月に青森県水産総合研究所より、マツカワガレイの稚魚500匹を搬入し、養殖試験を開始し、継続状況にあります。近年漁業振興策や地域振興策の一環として、安定収入、安定供給を目指す狙いで水産庁も積極的に養殖事業を支援する姿勢を見せており、マグロ、ブリなど多品種にわたり全国各地で海面養殖事業が盛んに行われている現状にあります。特に、青森県内では、淡水魚のニジマス稚魚による海面養殖サーモンがへい死率が少なく、成長率が早いという試験結果を受け、現在養殖事業は事業規模を拡大している傾向にあります。

そこで中泊町としては、平成30年度から養殖支援事業として事業主体に補助金を交付し、小泊地区におけるマツカワガレイ陸上養殖試験事業を支援していることから、かかる事業の実施状況等について4点お伺いいたします。

1点目は、試験事業は、今年で実質3年目に入りましたが、へい死や成長の状況はどのように推移しているのか。

2点目は、販売促進の観点からどのような取組をしているのか。

3点目は、試験事業4年目となる次年度も青森県水産総合研究所と歩調を合わせて継続実施するのか。

4点目は、試験事業終了後は、本格的に事業化を目指すことになると思いますが、中泊町として小泊版マツカワガレイ養殖事業の構想をどのように描いているのか。

以上の点についてご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 田中議員のご質問、海のほうの養殖試験事業であります。4点ほどご質問があったわけでありまして。私からは、4点目の養殖試験終了後のマツカワガレイ養殖事業の構想についてお答えをさせていただきます、残りの3点については、担当課長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま議員のほうからもお話があったとおり、漁業に関しましては、ずっと平成に入った頃から新しい漁業に取り組んでいこうということで全国的に動いていると私自身承知してございます。平成の初め、平成に入ってすぐに青森県内各地において当時の天皇陛下をお迎えをし、豊かな海づくり大会という全国の大会が開催された。このことを機に、青森県で本格的に養殖、放流事業等に取り組まれてきたと承知しているところであります。その一つが、海峡サーモンであり、我が町の津軽海峡ウスメバルであるというふうに私自身は承知をしているところであります。

今回のマツカワガレイの養殖事業、そういう歴史的な背景、長らく取り組んできた背景を基に私自身、平成29年4月24日に町長に就任して以来、この町の主要産業でございます農業、漁業でしっかりとなりわいが維持できる、そういうまちづくりを目指して、このことを公約とし、町長にならせていただいて、それを実現するために仕事に取り組んできているところでございます。

その取組の一つとして、養殖推進プロジェクトというものを町内2漁協の要望を受けた形で実施をしております。その財源探しのためにみずから中央の企業回りをいたしまして、県内でもいち早く企業版ふるさと納税という制度を取り入れようと平成29年12月には、平成30年度から令和2年度まで、今年度までの3年間の地域再生計画、その中で養殖推進プロジェクトというものを策定をいたしまして、平成30年3月に安倍内閣総理大臣により認定をいただいて取り組んできた事業でございます。したがって、私が町長に就任して1年後の平成30年度からすぐに養殖試験をスタートさせたわけですが、議員ご質問のマツカワガレイ養殖試験につきましては、この養殖推進プロジェクトの柱となる重点事業と位置づけ、町、県水産総合研究所、小泊漁協との連携事業として今年で3年目を迎えたところであるのは、先ほど議員からお話のあったとおりであります。

私の公約の一つとして掲げ、取り組んできたというふうに申し上げたわけですが、本事業は、近年主力魚種でイカの不漁に加え、マグロの漁獲規制等による漁業収入の大幅な減少が見られ、漁業所得の減少や漁業経営が非常に不安定な状況にあるという認識から、漁業所得の向上、漁業経営の安定につなげることを目的として始めたもの

であります。認定を受けた養殖推進プロジェクトとしては、今年度で終了するわけですが、それだと先ほど申し上げましたような効果は得られないわけですので、今後の構想といたしましては、引き続き小泊漁協さん、青森県水産総合研究所のほうと連携をしながらマツカワガレイ養殖事業を推進し、養殖コストの算定や販売ルートの開拓など、着実に試験効果を積み上げてまいりたいというふうに考えてございます。

また、最終的には、小泊漁協組合員の皆様が強い意志を持って、マツカワガレイの陸上養殖に取り組む意向であれば、施設整備の支援等についても積極的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

私が就任以来、漁獲が上昇傾向にあるメバルに続く魚種として、マツカワガレイには町の新たな食材、新たなご当地グルメ商品として、観光面においても大きな効果が得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上であります。

○議長（長利 司君） 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目のマツカワガレイのへい死、成長、養殖試験の状況についてであります。青森県水産総合研究所より、平成30年11月に500匹、令和元年9月に500匹、令和2年、今年8月に2,000匹のマツカワガレイの稚魚を提供していただき、これまで試験に取り組んでまいりました。

試験最初の平成30年11月からの稚魚の成長記録、計測結果を見ますと、水温最低2.5度から最高27.5度の環境下で、1月から2月の低温期には成長の停滞が見られたものの、3月以降は順調に成長し、養殖開始から1年後の令和元年10月末頃には、出荷目標サイズの800グラムに到達しております。

試験開始の計測で平均12.5センチであった全長が1年後には35.5センチに、平均30.3グラムであった体重が1年後には800グラムに、つまり全長で23センチ大きくなり、体重で770グラム増え、順調に成長した結果が出ております。

また、へい死につきましては、1年間で95匹ほど、8月に集中発

生し、その主な原因は、餌を多く与えすぎ、残った餌や排泄物による水質環境の悪化、水槽内の酸素濃度の低下、高水温などの複合的な要因によるものと考えられております。また、つい先日、今年の夏の気温、海水温の上昇が長く続いたことにより、平成30年産の1年9か月経過した平均1.4キロほどの成魚139匹が水槽内の水温が28度に達したところ、高水温に耐えられずほぼ全滅し、今年8月に入れたばかりの令和2年産については、高水温、過度の海水流入、餌不足などによるストレスと考えられ、ほぼ全滅しております。現在これらの対応策を検討しているところですが、今後このような結果を招かないよう、順調に育てている令和元年産と今後追加提供していただく予定のマツカワガレイの試験に生かしてまいりたいと考えております。

2点目のマツカワの販売促進に関する取組になりますが、平成30年産マツカワガレイを県内の水産物仲卸業者やマツカワの本場である北海道札幌市場などへ試験出荷しております。また、昨年濱館町長がトップセールスとして、青森県が連携協定を結んでいるワールド・ワンの青森ねぶたワールド新橋店に自ら出向き、マツカワガレイのPR活動、試食提供によるモニタリング調査を行っております。試験出荷、試食提供など、いずれも高評価をいただいております。今後さらに販売戦略を検討していくこととしております。

3点目として、青森県水産総合研究所と歩調を合わせて継続していくのかとのことですが、先ほど稚魚を提供いただいている状況についてご説明申し上げましたとおり、青森県水産総合研究所の協力なしでは、この養殖試験は成立しないものと考えております。また、現段階では、階上町にある青森県栽培漁業振興協会でもマツカワガレイの種苗生産体制がまだ整っていないことから、当面は中泊町、小泊漁協、青森県水産総合研究所の三者で引き続き連携しながら養殖試験に取り組み、様々な課題について検証し、試験効果を上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 再質問はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして田中議員の質問を終了します。

12番、野上議員の質問を許可します。

野上議員。

(1 2 番 野上祐一君登壇)

○ 1 2 番 (野上祐一君) 1 2 番、野上祐一です。議長より登壇を許されたので、通告書に従い一般質問を行います。私の質問は、町長の政治姿勢について1点ほど質問したいと思います。

町長の政治姿勢、濱舘町長は、平成29年4月に執行された中泊町長選挙で多くの町民から信用を受け、町長に当選されました。その後3年半余りが過ぎ、あと残すところ約半年ということから、町長はこれまで復活ふるさとの元気を公約に様々な施策を展開されたと認識しております。特徴的な例を挙げますと、メバル推しのまちづくりで次々と新商品を展開して、町の話題を提供したり、トップセールスの実施によって認知度の向上や販路拡大にも効果を上げているものと思っております。また、農林水産資源を活用した仕事づくりでは、農業関係で未来営農プロジェクトのブロック体制による営農組織の提案、また漁業関係では企業版ふるさと納税を活用したいろいろな仕事、またマツカワガレイの養殖など、ただいま説明がありましたが、その他いろいろな事業を中心としたなりわいの維持できる地域づくりに尽力されてきました。

さらには、総合福祉健康センターの建設事業は、多くの町民が建設を望んでおるものであり、完成に向け事業が進められており、これは町民の期待をするところであります。

また、文化、観光面では、ただいまいろいろ説明がありました宮越家離れ、庭園、ステンドグラス、それらに向けて整備が進められ、町の新たな観光資源、町民の誇りとして県内外に注目されるものと思っております。

このような数々の実績はありつつも、私は中泊町にまだまだ課題が山積みしているものと感じております。特に、人口減少社会への対応など、濱舘町長の政治手腕が試されるものと思っております。来年4月の中泊町長選挙の日程が決まり、先月8月29日の東奥日報に報道された再選を目指して立候補する意向を明らかにしたと記事がありましたが、中泊町のさらなる発展のためにも、同選挙に再度出馬することを期待し、町長の意志を伺いたいと思っております。町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 (長利 司君) 野上議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) ただいま野上議員から私自身の政治姿勢、その上で来年4月23日をもって任期満了となる町長選への出馬の意志ということでお話がございました。今思い起こせば3年6か月前、平成29年4月の選挙戦に出馬をさせていただき、多くの町民の方々から頑張れとご支援をいただいて町長に就任をさせていただきました。その際、町民の方々とお約束をさせていただいたのは、町の長期計画のスローガンでもございます大地の恵みと海の幸、心一つに希望の町と、この希望の町へ向かう船長を私に任せてほしいということをお約束をし、ご支援いただき、町長に就任をさせていただいたわけであります。

大地の恵み、農業であります。農業でしっかりと食べる地域を目指す、海の幸、漁業であります。漁業でもしっかりと食べていける地域をつくるのだと、そして合併前の旧中里町、小泊村、この2地域が心を一つにして、自分たちの目指す希望の町を実現するために頑張るのだということで、この3年6か月の間、先ほど親愛なる野上議員のほうからもお話があったとおり、様々な取組をさせていただいたところではありますが、いかんせん地域における人口減少、少子高齢化の波というものには、そう簡単にはあらがえないものであるというふうに私自身も考えてございます。

ただ、地域にある一つ一つのポテンシャルをしっかりと磨き上げながら、地に足をつけた地域づくりをしていけば、しっかりとした未来を見通せる地域がつけられるのだというふうに私自身は信じております。そのことを実現していくために、まだまだ時間が足りないという思いを持ってございまして、先日来後援会の方々とも相談をさせていただき、議員各位にもご相談をした結果として、来年4月11日に投票が開票が予定されている中泊町町長選挙に再選を期してチャレンジをさせていただきたいと、そのことを本日この町定例会の議場においてお話をさせていただきたいと思っております。

私の決意と思いは以上のとおりであります。終わります。

○議長(長利 司君) 再質問はありませんか。

野上議員。

○12番(野上祐一君) 町長がただいま申し上げたように、町民の期待に沿

うように町のために頑張っていたきたいと、こう思っております。

以上、答弁要りません。終わります。

○議長（長利 司君） これをもちまして野上議員の質問を終了します。

3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 3番の成田でございます。議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問をいたします。質問事項は、改正社会福祉法についてと自然災害時における避難所の運用についてであります。

最初に、改正社会福祉法についてであります。断らない相談支援を目指す改正社会福祉法が6月に可決、成立し、具体的な予算規模はこれから検討されていくものの、2021年4月に施行となります。改正社会福祉法は、引きこもりや介護、貧困など、様々な分野をまたぐ複合的な課題を抱える家庭に対して、市町村が包括的な支援体制の整備を国が財政支援するというものであります。特に8050問題では、80代の親が50代の引きこもりの子を支えて困窮し、社会から孤立する懸案も増えつつあることや親の介護と育児を同時に担うダブルケア問題では、分野ごとに相談窓口が分かれているため、たらい回しや情報が共有されずに支援が途絶えてしまうケースも多い実情にあります。人口減少や高齢化社会に突入している中泊町においても、8050問題やダブルケア問題は、対岸の火事というわけにはいかず、類似する問題で悩んでいる地域住民は決して少なくないものと推察しております。

そこで複合的な課題を抱える家庭に対して切れ目なくワンストップサービスを可能にする支援体制の構築を目指すものであり、具体的には支援体制の仕組みづくりをし、新たな事業を展開することが国の財政支援の条件であることから、町長は福祉行政サービスの全体像を俯瞰した中でかかる改正社会福祉法に関してどのような見解をお持ちか伺います。

また、複合的な課題を抱える家庭や福祉サービスを必要とする声あるいは福祉サービスを享受できない地域住民に対してかかる改正社会福祉法は、断らない相談支援を標榜していることを踏まえつつ、支援

を求める地域住民に対する相談窓口の運用状況並びに相談実績等が実際どのようになっているのか、その詳細を伺います。

次に、自然災害時における避難所の運用についてであります。近年大型台風とともに、大雨による河川の氾濫や洪水被害が多発化し、もっぱら地域住民の自衛手段は、自分の命は自分で守ることである。日頃からハザードマップを見て、最寄りの避難所へ速やかに避難することが最優先でとるべき行動であると認識しております。7月には、気圧の不安定に伴う記録的な大雨が降り、山形県最上川流域や被害の大きかった熊本県を含む九州地方を中心にインフラの遮断、水田の冠水、そして土砂崩れによる家屋の倒壊、ましてや多くの痛ましい人的な被害をもたらした局地的な集中豪雨の猛威を痛感するものであります。

ところが、今年に入って自然災害から避難することはもとより、新型コロナウイルスが国内外で蔓延したことから、自然災害に遭っても、感染リスクの懸念とともに行動しなければならないため、感染を心配して避難所への避難をためらう人もいたと聞いております。

また、今月の台風10号にあっては、かつてないほどの勢力を保ったまま襲来するとの予測から、避難所へ避難する住民が増え、一方では、新型コロナウイルス対策で避難所の収容人員を減らしたことから、避難所が満杯となる事態が惹起しております。

そこで中泊町としては、未だ新型コロナウイルスが収束していない状況下において、密閉、密集、密接による感染リスクと相まって、地域住民の生命と感染から身を守るため、自然災害時における避難所の運用について、どのような方策を検討しているのか伺います。

以上です。

○議長（長利 司君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 成田議員お尋ねの3点のうち社会福祉法改正の中の福祉サービスの全体像を俯瞰した中で今回の改正社会福祉法に関してどのような見解を持っているのかということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

私自身県庁に入って昭和の時代、8年ほど福祉の関係の仕事をしておりまして、社会福祉主事として地域を回るケースワーカーをしてお

った経験から申し上げますと、今現在の社会の課題というのが非常に複雑多様化しております、当時の社会福祉関連法案、法律の中では、なかなか対応できずに、今こういう様々な改正福祉法が施行されているのだなというふうな理解をしているわけでございます。子供、障害者、高齢者、生活困窮者など、それぞれの分野別の支援制度の下で、先ほどもお話のあった8050問題、ダブルケアなど、多様化、複雑化している課題を抱える方に支援が結果として届かず、不幸な結果となってしまったケースというのが新聞等で散見されているわけであり、議員おっしゃるとおり、これらの問題、決して対岸の火事ということではないと私自身も思っております。

現在町においても、過去に高齢者支援から引きこもりの支援につながったケースだとか、まさに8050問題のようなケースが発生をしてきてございます。町内においても複合化された課題を持つご家庭は、相当数あるものと推測をしているところであります。

今回の法改正は、このような状況に対応するため、既存の支援制度を生かしながら、これらを含める相談体制を構築し、横断的な取組、支援を目指すものであるというふうな受け止めてございます。そしてこの取組、支援は、地域の社会福祉法人や社会福祉協議会、民生児童委員などの社会福祉活動を担う方々、その他関係機関が相互に協力し合いながら行うこととされておりまして、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の名前のおり、地域における課題を地域が我が事として考え、協働し、解決する地域共生社会の構築に向けた地域づくり、基盤づくりが必要となっているものであります。

今回法が改正されるとともに、財政支援制度が創設され、今後全国的に包括的な支援への取組が広がっていくものというふうに考えてございます。県内でも既にモデル事業として取り組んでいる自治体が多少あることから、それらを参考としながら今後制度の活用について検討してまいりたいと考えてございます。

町民の方々は、これまで日々の生活の様々な問題について町へ相談においでになってございます。役場に来られる方、包括支援センターに相談される方、困り事相談所へ相談する方、また施設から連絡する方、様々ございます。相談経路も複雑であります。それらの相談につ

きまして、必要に応じて庁内各課や関係機関と情報共有をしながら支援策を検討し、現行の制度上でできる支援をしっかりと実施してきたところであります。

今回の法改正、制度の活用の有無にかかわらず、課題を抱えて支援を求める町民の方々に対しまして、可能な限りのご支援をお届けするのが町の責務であるというふうにご考えてございます。今後も課題を抱える町民の方々に寄り添い、町民の方々が地域の中で生き生きと暮らしていけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 私のほうから成田議員ご質問の相談窓口の運用状況及び相談実績についてお答えいたします。

町内において福祉に関する相談は、福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会、困り事相談、心配事相談や民生委員などに寄せられているという状況であります。相談を受けた機関が助言、支援し、解決するケースもございますが、そうでない場合は、関係する機関による会議を開催し、情報を共有しながら支援策を検討、実施してきており、いずれの機関に相談した場合でも支援につなげるよう努めてきてところでございます。

次に、相談実績についてお知らせできる範囲で報告させていただきます。令和元年度の地域包括支援センターでの相談を見ますと、本人、家族からのものをはじめ、医療機関、行政機関などから約1,900件の相談が寄せられております。この1,900件の内容は、介護に関してや収入、権利擁護についてなど、約2,340項目となっております。1つの相談につき1.2項目と複数の課題を抱えて相談しているという状況でございます。

また、生活困窮者の自立相談窓口における相談実績を見ますと、平成30年度には前年度からの継続相談者を含め14人の支援者に対し、支援内容は30項目、1人当たり2.14項目となっております。そして令和元年度には支援者12人に対しまして、支援内容は20項目、これは1人当たり1.67項目となっております。こちらにおいても複数の課題を抱えている方がいるという状況でございます。

断らない相談支援を目指す改正社会福祉法が来年4月に施行されま

す。町においても、この理念に基づき、先ほど町長が申し上げましたが、これまでと同様に関係機関と情報を共有し、連携しながら現行の制度を最大限活用し、町民の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 成田議員のご質問の自然災害時における避難所の運用についてお答えいたします。

現在新型コロナウイルスの感染が収束していない状況下で、自然災害発生時などの際に設置する避難所の感染症対策が急務になっております。町では、県で作成した新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営の手引きを参考に、感染症対策を追記した避難所運営マニュアルを策定し、新型コロナウイルス等の感染対策に対応した避難所運営をできるよう準備を調えている状況です。

その内容としては、各避難所で3密を防ぐようなスペースを確保する関係で収容人数が少なくなるため、指定避難所以外の施設へ分散避難することを明記しております。例えば指定避難所である小学校の体育館ばかりでなく、空き教室の利用や自家用車及びテントでの避難に備え、広い敷地を確保したり、旅館など宿泊施設等を利用するなどして、避難者の密集を防ぐような対策を図るようになっております。

一方、いかに避難者を少なくするかの方策も国から示されており、その一つに、災害の危険がなく、安全に生活の確保が可能であれば、あえて避難しないことや、安全な場所に居住している親戚、知人宅へ避難するなどして、避難所が過密状態になることを防ぐことが求められております。

感染症対策を行う避難所運営には、様々な資機材が必要と考えられますが、例えばAI顔認証タブレットを配備し、避難者が受付時に顔をかざすだけで住所、氏名、年齢、体温も自動で計測され、避難者リストも自動的に作成するといった今後を見据えた機器導入も一つの選択肢になるかと思えます。その他にも消毒液や非接触式体温計、間仕切り用のパーティション、段ボールベッド、簡易トイレなどのほか、従事する職員についても感染防止策として、フェイスシールド、防護服、ゴム手袋等を準備することが考えられます。これらの対策は、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用可能と思われるので、前向きに検討してまいりたいと存じます。

今後は、避難所運営マニュアルに記載されている感染防止策をはじめとした避難に関する必要な情報を町広報やホームページ等で住民に分かりやすく周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 避難所運用については、町民の皆様に周知をその都度、都度に徹底していくということであります。コロナウイルスというのは突然湧いたような感染症でございますので、今まで以上の避難所の在り方とは違うような方法になろうかと思えます。

それで、改正社会福祉法についてですけれども、1,900件ほどの相談が寄せられて、かなり多くの件数があるものだと、初めて認識しましたし、それで町長さんもおっしゃったとおり、各諸団体と連携を強化しながら情報共有しつつ、生き生きとした中泊町を目指すというふうなことで力強い言葉をいただいたというふうなことにあります。

それで個人情報の関係もあると思えますけれども、実態把握は難しい中で中泊町における引きこもりや8050問題、ダブルケア問題の対象者は潜在的にはどのくらいのケースに上るのか、推計値でもいいのでお示ししていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 成田議員ご質問の潜在的な要支援者の人数の把握についてということでお答えいたします。

潜在的な要支援者ということですが、町としてこれまでに調査等を行っておらず、そういった方がどれくらいいるか把握には至っていないという状況でございます。現状では、本人からの相談や関係者からの情報提供、その他、他のケースを支援する過程の中で把握するなどという状況でございます。

さて、先般今回の法改正に関しての研修があり、先進的な取組を行う自治体の事例について勉強してまいりました。その中で学んだこと

が支援を必要とする方にとって外部とのつながりを持つことが非常に重要であるということでございます。家族、親戚、友人、知人、隣近所の方、職場関係など、様々なつながりがありますが、どんな関係であっても外部とのつながりさえあれば、自分から声を上げられない場合であっても、何らかの形、経路で支援につながる可能性がございます。町としましては、関係機関と連携しながら日々の活動の中で現在あるつながりの中から支援を求める声にアンテナを張り、支援につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11時26分

第3回中泊町議会定例会

令和 2年 9月18日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第6号について)
- 2 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第7号について)
- 3 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第8号について)
- 4 議案第41号 令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第42号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第43号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第44号 令和元年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第45号 令和元年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 議案第46号 令和元年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 議案第47号 令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 11 議案第48号 中泊町手数料徴収条例の一部改正について
- 12 議案第49号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 13 議案第50号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 14 議案第51号 中泊町宝の森広場条例の廃止について
- 15 議案第52号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第9号について

て

- 1 6 議案第 5 3 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算
第 2 号について
- 1 7 議案第 5 4 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 2 号について
- 1 8 議案第 5 5 号 負担付きの寄附の受け入れについて
- 1 9 議案第 5 6 号 町道の路線廃止について
- 2 0 議案第 5 7 号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更
及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 2 1 議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める
の件
- 2 2 発議第 3 号 中泊町議会の議会中継動画配信に関する規程の制
定について
- 2 3 発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政
の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意
見書
- 2 4 発議第 5 号 学校給食の無償化をもとめる意見書
- 2 5 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番 | 田 中 | 洋 君 | 2 番 | 今 | 博 子 君 |
| 3 番 | 成 田 | 直 人 君 | 4 番 | 秋 元 | 隆 君 |
| 5 番 | 塚 本 | 悦 子 君 | 6 番 | 荒 関 | 富 雄 君 |
| 7 番 | 秋 田 | 博 君 | 8 番 | 川 山 | 光 則 君 |
| 9 番 | 青 山 | 雅 晴 君 | 1 0 番 | 沖 崎 | 勲 君 |
| 1 1 番 | 野 上 | 憲 幸 君 | 1 2 番 | 野 上 | 祐 一 君 |
| 1 3 番 | 長 利 | 司 君 | | | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 町 | 長 | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 | 長 | 横 野 彰 吾 君 |

教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	葛 西 昭 文 君
総 務 課 長	葛 西 成 芳 君
財 政 課 長	毛 内 康 裕 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	山 中 哲 哉 君
福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
教 育 次 長	成 田 勝 輝 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
社 会 教 育 課 長	柏 崎 裕 司 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐々木 一 哉 君

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第10号

- 議長（長利 司君） 日程第1、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。
- 本件について担当課長に説明を求めます。
- 毛内財政課長。

- 財政課長（毛内康裕君） おはようございます。報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和2年6月18日付で専決処分をいたしました専決第9号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第6号であります。新型コロナウイルス感染症対策として、子育て応援給付金事業実施に要する経費について、所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,885万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧願います。3、歳出、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第9目緊急支援対策費、18節負担金補助及び交付金に、町独自の対策として国の定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に対し、1人10万円で50人分の給付金として500万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、歳出の関連において第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として500万円を計上しております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明いたしました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第12号

○議長（長利 司君） 日程第2、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和2年7月21日付で専決処分をいたしました専決第11号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第7号であります。新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式対応推進応援金申請サポート事業及び学校保健特別対策事業の実施、また薄市地区旧円通寺の解体撤去補助事業の実施に要する経費について、所要の予算補正を要することから専決処分したものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,702万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明申し上げます。6ページを御覧願います。3、歳出、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目斎場管理費、18節負担金補助及び交付金に、薄市地区の旧円通寺解体撤去補助金として102万2,000円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急経営支援対策費、10節需用費及び12節委託料に、県の新しい生活様式対応推進応援金に係る申請サポート経費として合計109万6,000円を計上しております。

第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費で、10節需用費及び17節備品購入費に、各小中学校において新型コロナウイルス感染症対策に係る備品等の購入経費として小学校費で403万2,000円、中学校費で201万4,000円、合計604万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧願います。2、歳入では、歳出の関連において第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第6目教育費補助金に学校保健特別対策事業費補助金、合計300万円を計上し、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に今回の補正財源として516万4,000円を計上しております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第7号についてご説明いたしました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 予算はいいですけども、今年の暑いところで、小中学校、学校は早く帰っていると。ただ、この間、五所川原の場合、補正予算でエアコンつけたということが新聞にも出てあったところで、我が町の場合は学校にエアコンつけるとか、予定。財政はなかなか逼迫しているのですけれども、その点説明願います。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

○教育長（米塚 鈴子君） 沖崎議員ご質問の小中学校にエアコン設置の件です

けれども、教育委員会としましては、持続可能な責任ある教育の環境、学びの環境をつくるということで、今後検討していきたいと思っています。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第14号

○議長（長利 司君） 日程第3、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和2年8月17日付で専決処分をいたしました専決第13号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第8号であります。新型コロナウイルス感染症対策として実施している緊急経営支援対策事業、エール給付金の申請件数の増加により所要の予算補正を要することから専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,822万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明

細書によりご説明申し上げます。

5 ページを御覧願います。3、歳出、第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急経営支援対策費、18節負担金補助及び交付金にエール給付金の追加費用として120万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2、歳入では、歳出の関連において第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で、今回の補正財源として120万円計上いたしております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第8号についてご説明いたしました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、成田議員。

○3番（成田直人君） 今のエール資金の120万の補正なのですが、これそもそもの申請件数の増加とありますけれども、実際的にはどのくらい増えているのですか、その辺をお願いします。

○議長（長利 司君） 越野課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） エール給付金につきましては、6月30日まで当初申請期限としておりましたが、当初事業者140件、こちらを想定してまいりましたが、4割程度の実績であったと、60件ぐらゐの実績でありました。

そこで、予算を有効的に活用しようということで、7月1日より給付要件を拡充しております。そこで事業者70件ほどを想定して増やしてまいりましたところ、8月31日までを受付期限として実施したところ、実際トータル102件の給付決定となりました。トータル予算といたしましては、2,340万の給付になってございます。中里地域で66.6%で1,560万、小泊地域で33.3%の780万、このような給付結果となっております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第14号は承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第41号ないし日程第10 議案第47号

○議長（長利 司君） 日程第4、議案第41号 令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第47号 令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題にします。

本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

沖崎委員長。

○決算特別委員長（沖崎 勲君） おはようございます。去る9月11日の本会議において、決算特別委員会に付託されました議案第41号から議案第47号までの令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを9月16日と17日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、いずれも異議なく認定すべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（長利 司君） これから議案第41号 令和元年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第47号 令和元年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての総括質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 私諸都合によりまして初日の議会休ませていただきましたので、そのときに中長期計画の中にある運動公園の整備について、教育委員会のほうからの報告等もありますけれども、今後の整備のやり方と、また財政的な状況でどのように計画をなされているのか、まずお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 横野副町長。

○副町長（横野彰吾君） 荒関議員のご質問にお答えいたします。

まず、当町の陸上競技場の現状をご説明いたします。当町の陸上競技場の第4種、400メートルトラックの5年間の公認期限が今年の11月16日に切れることから、今年の8月に検定に係る1年間の延長願を日本陸上競技連盟に提出し、昨年6月に記録は公認されないという条件付で承認されており、現在も各大会は開催されています。

次に、公認を取得するための改修工事費でございますが、スタンドの建設費を含めると2億1,000万弱の費用が見込まれるということで、教育委員会のほうから報告がなされています。この改修に係る事業費に対しての補助金についてはないということで、全て単費での負担となり、現在進められている小泊小中学校や中里消防署の建設、そして総合福祉健康センターの建設と大規模事業が続くことから、現在の当町の財政状況を考えますと、当町だけの負担では非常に難しい状況であります。

また、西北五管内には、全天候型の陸上競技場が当町にしかないということで、管内のほとんどの大会が当町の陸上競技場で開催されているという状況にあります。このことから、議員の皆様には前にも説明しておりますが、この陸上競技場の改修費用を西北五管内の市や町でも負担できないかということで、五所川原圏域定住自立圏や広域連合での会議に町長のほうから提案しているところでございます。

これを踏まえまして、来年度に五所川原圏域定住自立圏の中で、県知事に重点要望事業として、県による支援を要望してはいいのではないかとということで、現在進められているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） るる説明なされたわけですがけれども、今後もですね、私も町単独では財政的にはかなり厳しいものがあるのではないかとこの認識を持っております。ですので、圏域の中でぜひ実現できるように進めていただければと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

8番、川山議員。

○8番（川山光則君） 決算書の83ページに載っているのですがけれども、本

件については、決算では私何ら反対はありませんけれども、83ページの担い手確保・経営強化支援事業、これ農業の部門で載っているのですけれども、まず担当課長に聞きますけれども、前回6,000万ほどたしか残って、繰越ししたような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） ただいまの川山議員のご質問にお答えいたします。

この事業については、今のこの金額については30年度の繰越しということで、31年度に実施しているという事業でございまして、前回の6,000万についてはもう補助済みです。今の載っている部分が31年度に実施した部分でございまして、よろしいでしょうか。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） 別に私、それについては何ら疑問あるわけでもないのですけれども、ただ前回何千万か残って使わなかったという話で、これ農業なのですよね。私が言いたいのは、これは国の政策ですので、すぐ漁業のほうに振り向けるというわけにはいかないでしょうけれども、ぜひそこを要望していただきたいと。もし残るのであれば、漁業でもいいわけですよね。漁業の担い手確保、非常に今厳しい状態で、課長も、多分町長も分かっていると思います。

これ何らかの手も全然挙げない事態で、私前にも1回そういう話をしたのですけれども、推移していきまして、残ったのは返すだけであれば町で流用できないかとか、そういう疑問を投げかけてもいいのではないかなと、できれば漁業のほうにも光を当ててもらいたいと。これ農林水産ですから、林業もあまり手厚くやられていないのですけれども、農業だけではなくて、やっぱり林業、水産のほうにもこれらの担い手のお金を準備できるように、町長から働きかけていただきたいと。もちろん課長も機会があれば、こういう議員からの話があったということで、ぜひ話、これから要望していただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いしまして終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 水道関係なのですけれども、私決算でも触れたのですけれども、なかなか見合わないということでありましたので、総括の

ほうで再度質問させていただきます。

町の指定業者さんが廃業したと。そうすれば、いわゆる町民はどこへお願いすればいいのか。ちょっと聞くところによれば、若干上下水道課さんのほうでも指定しているのかのように聞いておりますが、そこら辺のことを詳しく説明してもらえればと思いますけれども。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） ただいまの荒関議員の質問にお答えいたします。

うちのほうで3月までやっていました古川設備さんが3月末で廃業するということで、うちのほうでも非常に困りまして、その後大沢内にあります大川工業さんが、ほとんど町外の仕事をしていたのですけれども、できれば中泊町の中里地域の各家庭の給水の関係もやってもらえないかということでお願いしたところ、承諾をしてもらいました。

それと、その後なのですけれども、尾別にあります白川建設さん、こちらのほうも今までは大規模な水道管の工事等はやっていたのですけれども、各家庭の給水に関してはほとんど関わっていませんでしたのですけれども、古川設備さんが廃業したことにより、各家庭の給水のほうもやってもいいということで承諾を得ていましたので、以上よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ということであれば、大川工業さんと白川建設さんは、町の指定業者ということでよろしいのですか。

○議長（長利 司君） 阿部課長。

○上下水道課長（阿部 明君） その辺は、前々から町の指定給水装置工事業者ということで届出はあります。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今回これ聞くに当たり、若干条例等も見たのですけれども、指名業者さんと指定業者さんという呼び名で、今までは指定業者さんは小さい給水の仕事を主にし、指名業者さんは大きい本管の仕事をやってきたようで、業者間ですみ分けしていたのでしょうかけれども、そのような流れ等が読み取れるのですが、今度例えば町内にそれを受ける業者さんがいなくなるような状況になった場合は、町以外の隣町でも指名とか指定業者さんになれるのですか。そこら辺お聞きし

たいと思いますけれども。

○議長（長利 司君） 阿部課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 今の質問にお答えいたします。

町内だけの業者でなくて、町外の業者でも町の家庭の給水工事する場合は、上下水道課のほうに届出すれば、町外の業者でも工事できるようになっております。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

2番、今議員。

○2番（今 博子君） 予算というよりは、ちょっとお伺いしたいのですけれども、41号の61ページの第3款民生費の……ここで見守り活動推進事業というのが774万2,888円と結構なお金が出ていますが、私民生委員がやっているものかと思っていたのですが、これは誰がどのような形で見守っているのか、また見守られている方々はどのような方々なのか、教えてもらえればと思います。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 今議員のご質問にお答えいたします。

地域の見守り活動推進事業、こちらですけれども、社協さんのほうに補助金を交付しておりまして、その中で見守りネットワークコーディネーター、こちらは老人クラブの方がなっているのですけれども、そちらの方が75歳以上の高齢者世帯、あとは福祉安心電話設置世帯、こちらのほうは令和元年度で325世帯あるのですけれども、そちらのほうを月1回以上巡回して、安否確認と困り事の相談等を受けているという活動をしております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第41号から議案第47号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第47号については、委員長報告のとおり認定するものと決定しました。

◎日程第11 議案第48号

○議長(長利 司君) 日程第11、議案第48号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長(山中哲哉君) おはようございます。議案第48号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの24ページを御覧願います。今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正により、個人番号を通知するための通知カードが廃止されることに伴い、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の1ページを御覧ください。別表第1第3号の項においては、字句の修正を行っております。第27号の項においては、個人番号を通知するための通知カードが廃止されることに伴い、通知カードの再発行に係る手数料を廃止するものでございます。それに伴い、第28号の項から第40号の項を1項ずつ繰り上げるものであります。

以上、議案第48号 中泊町手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。何とぞよろしく願います。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番(荒関富雄君) この手数料、今度通知カードなくすということは、ど

うもぴんと、私まだ理解していないのですけれども、個人番号振られてまして、その個人番号はずっと一生付きまとうわけですね。別なカードに直していけばいいのでしょうかけれども、まだそのままになっているのが大分あるようで、その中でもお年寄りなどは自分に何番振られているのかも、通知カードそのものも紛失したとか、そういう方がもし窓口に行った場合、今までは再交付という形で、また自分の番号を見ることはあれなのですけれども、今度紛失した場合は、ではどういう扱いになるのかお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 紛失した場合は、今住民票にマイナンバーが付してあるものがございます。それをやっぱりお金をいただいて交付するような形になると思います。

以上であります。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） では、手数料ではなくて、そうすれば今度は何になってお金を徴収するのですか。

○議長（長利 司君） 山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） これも住民票のまず手数料の条例で、1通300円というふうになります。

以上です。

○議長（長利 司君） もう一回。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 要するにマイナンバーにつきましては、マイナンバーそのものとマイナンバーカードというものがあるので、なかなか分かりづらいわけなのですけれども、マイナンバー制度を実施するに当たって国民の皆様は、あなたの番号何番ですよとお知らせをしたときのものが通知カードなのです。今は、その通知カードは廃止されると。それは、もう基本台帳上に番号を付されてしまっているもので、本人たちが持って、それを何か使うということにはならないということなのです。

ただ、カードを申請に来るときは、何も通知カードを持ってこなくても大丈夫ですよということになるのです。番号は皆さんに振られているので、ただそれをお知らせした通知カードは、もう時が過ぎたの

で廃止するよと。なくする方がたくさんおられまして、そのたびに再交付しに来ると、手数料を払って、またなくして、また手数料を払ってとやっていたのですが、今度はそれがなくなるといふふうにご理解いただければよろしいかと思えます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第49号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第49号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第49号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの26ページを御覧願います。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することのできない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、傷病手当を支給する期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の1ページを御覧ください。附則中「9月30日」を「12月31日」に改めるものであります。

以上、議案第49号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について

ご説明申し上げました。何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第50号 中泊町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第50号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの28ページを御覧ください。今回の条例改正は、中泊町介護保険料の減免に係る申請期限を改正するため提案するものであります。

改正の概要については、条例等新旧対照表により説明いたします。条例等新旧対照表の2ページを御覧ください。介護保険料の減免については、条例第10条第2項で規定しており、普通徴収の場合は納期限前7日まで、特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付月の前々月の15日までに申請が必要であります。今回の改正では、この期限により難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を設けることができる旨、ただし書を追加するものであります。

町では、令和2年度の介護保険料について、新型コロナウイルス感

染症の影響により、収入が減少したことによる中泊町介護保険料の減免に関する規則に基づき保険料の減免を実施しており、8月末現在で21名の方から申請があり、手続してきたところであります。

この減免は、新型コロナウイルスの感染症の影響により、年間の収入見込みが減となる方が対象となるものであり、給与収入など定期的な収入については年間収入を見込んで申請できるものの、稲作農家など現状で収入が把握できない方、こちらのほうは収入を把握するまで減免申請できず、また現行の条例の規定により申請時点以降の介護保険料のみが減免対象になるという状況であります。

この条例の改正とともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に関する規則において、やむを得ない事情により申請できない方に限った申請期限を設け、現行の減免の申請期限を経過した保険料であっても減免対象とできるよう整備するものであります。

以上、議案第50号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第51号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第51号 中泊町宝の森広場条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

柏崎社会教育課長。

○社会教育課長（柏崎裕司君） 議案第51号 中泊町宝の森広場条例の廃止についてご説明申し上げます。

提出議案書つづり30ページをお願いいたします。宝の森広場は、住民の憩いの場として、休憩所、ゲートボール場、多目的広場として平成3年度に整備され、ゲートボール競技など多く利用されてきました。しかし、ここ数年利用実績がない状況であります。また、中泊町体育協会からゲートボール部が脱会するなど競技人口も著しく減少しており、今後も利用見込みがないことから、中泊町宝の森広場条例を廃止するものでございます。

以上、議案第51号 中泊町宝の森広場条例の廃止についてご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第52号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第52号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第9号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第52号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,432万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,254万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。10ページを御覧願います。3、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料にコロナウイルス感染症による働き方改革の一環として役場業務のテレワーク導入検討委託料495万円を、第5目財産管理費、12節委託料に高濃度PCB安定器処分経費など合計521万3,000円を計上し、6目企画費、14節工事請負費に総合福祉健康センター温泉掘削経費7,959万6,000円を、第14目財政調整基金費、24節積立金に財政調整基金9,459万7,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料に住民票除票システム改修及び戸籍附票システム改修等の経費、合計1,017万8,000円を計上しております。

第3款民生費、12ページを御覧願います。第2項児童福祉費、第7目子ども・子育て緊急支援対策事業費、10節需用費及び17節備品購入費に新型コロナウイルス感染症対策で学童保育に設置する備品等の経費、合計401万円、18節負担金補助及び交付金で、各子ども園に新型コロナウイルス感染症対策経費として591万円を計上しております。

13ページを御覧願います。第6款農林水産業費、第2項農業費、14ページを御覧願います。第8目緊急支援対策費、18節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルス感染症対策として農業経営基盤支援事業給付金3,160万円を計上しております。

第4項農地費、第2目土地改良費、12節委託料にため池インフラ長寿命化計画策定経費229万9,000円を計上しております。

第7款商工費、第1項商工費、16ページを御覧願います。第4目緊急経営支援対策費、18節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルス

感染症対策として、新しい生活様式対応店舗等改修等経費 4, 420 万円を計上しております。

17 ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費において、国土強靱化地域計画の作成を広域で取り組むことになったため、12節委託料 457万6, 000円を減額し、18節負担金補助及び交付金に 151万5, 000円を計上しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第4目緊急対策費、13節使用料及び賃借料にコロナウイルス対策として、町内全小中学校のオンライン授業に必要な管理ソフト使用料等合計 398万1, 000円、17節備品購入費にオンライン授業環境整備の追加機材経費として 1, 153万8, 000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。7 ページを御覧願います。2、歳入、第9款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に 1億1, 157万7, 000円を計上しております。普通交付税交付額の確定によるものであり、今年度の交付決定額は令和元年度比 1, 398万4, 000円増の 33億157万7, 000円であります。

8 ページを御覧願います。第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費補助金に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金として 500万円を計上しております。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として 1億680万3, 000円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

9 ページを御覧願います。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、1節臨時財政対策債において額の確定により 210万円減額し、2節総合福祉健康センター建設事業債に 7, 950万円増額しております。温泉掘削工事経費分でございます。

第3目農林水産業債、1節農業基盤整備事業債に 220万円を計上しております。その他歳出の関連において、国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上しております。

続きまして、債務負担行為補正及び地方債補正についてご説明いたします。5 ページを御覧願います。第2表債務負担行為補正、1、追加では令和3年度の国有林野借上料を追加しております。

第3表地方債補正、1、追加についてはため池インフラ長寿命化事業を追加し、2、変更では額の確定により臨時財政対策債の限度額を1億2,240万円に、総合福祉健康センター建設事業及び国土強靱化地域計画策定事業においては事業内容の変更により限度額をそれぞれ変更しております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 16ページ、補助金の新しい生活様式対応店舗等改修の4,000万とありますけれども、この詳細を教えてください。

それともう一つ、一番最後のG o得キャンペーンですか、300万も同じくどういう内容なのか、できれば教えてください。

○議長（長利 司君） 越野水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新しい生活様式対応店舗等改修補助金4,000万についてであります。国の推奨する新しい生活様式に対応した店舗等の改修及び備品の購入に対して町が支援するものであります。

交付対象は、中泊町内で飲食業、宿泊業、各種食料品等小売業、理美容業などのサービス業、それから学習塾や福祉施設などの事業者とし、3密の解消、それから飛沫感染の防止、接触感染の防止や衛生環境の改善などを取り入れた店舗等の改修、それから設備や備品等の導入に係る経費の2分の1を補助するものであります。

補助金の交付額は、1事業者、1件当たり上限額を300万、下限を30万と設定し、事業費ベースでは最低60万以上の事業を対象とするものであります。また、補助事業の発注先は原則町内業者、それで改修工事の完成、備品の納入が令和3年2月28日までに可能なものという要件を設定しております。

それから、補助金交付申請の受付、これにつきましては一応10月1日を目指しております。事業者への周知方法といたしましては、広報なかどまり10月号、それから中泊町建設業組合、それから建築組

合、こちらのほうに説明会を開催して周知してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

続きまして、G o 得キャンペーン、こちらについてであります、こちらにも新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の宿泊事業者が厳しい環境に直面しております。そこで、町内の宿泊施設の利用促進と地域経済の活性化を図ることを目的として実施するものです。

キャンペーンの概要は、県内居住の町内宿泊施設利用者に対して、おもてなし・郷土料理の提供、真心接客、それから宿泊料金の割引、お土産品の提供、地域商品券の発行などの5つの旅得サービスを提供するものであります。それでG o 得キャンペーンということでございます。

それで、助成金の対象といたしましては、対象期間を令和2年10月16日から令和3年2月28日、こちらで予定しております。宿泊割引分として宿泊料金の50%、上限4,000円、それから土産分の提供として宿泊料金の12.5%、上限1,000円、それから地域商品券の交付分として宿泊料金の12.5%、同じく1,000円を助成するものであります。

周知方法といたしましては、町や県のホームページ、それから各社新聞等に掲載をお願い申し上げまして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） G o 得キャンペーンの対象というのは、これから申請を受けて、これから町で審査するということですか、それとも業者さんがもう決まっているのか、ちょっとそこだけ確認していただきたい。

○議長（長利 司君） 越野課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） G o 得キャンペーンにつきましては、宿泊施設、私が把握している現状では7件の宿泊施設があると思っております。そこで、その7件の宿泊施設、そちらに参加の申込みの意向を確認し、申込書が上がってきた段階、こちらでその宿泊割引を受けられる施設として決定していくと。

それから、地域商品券を活用できるお店、こちらにつきましてはハートチケット、現在加盟店となっております、そこで宿泊して利用者

が1,000円もらいましたと、そうするとその加盟店で活用できるというふうに同様な仕組みで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 8番、川山議員。

○8番（川山光則君） 今のことで、私もちょっと話あって、今メモしていたのですけれども、非常にありがたいことで、それは感謝しています。ただ、この新しい生活のほう、期限がいつまでになるのかは分からないのですけれども、今現状で非常にお客さんが少なくて困っているわけです。そこに新しいものを用意して、半分、3分の1あげるからといっても、もうちょっとたたないとなかなか予算的に手かけられないという人が何人かありまして、いつ頃まで、ではこれは使えるのかと。

私の場合は、これから冬に入っていくので無理だと思っただけけれども、多分春先までかかれば、お客さんある程度取って、それから例えばそういうものを入れたり、直したりできるのではないかという話、ちらっと聞きましたので、いつ頃までになるのかと、やっぱりできるだけ長くしてもらいたいと。

例えば今日の新聞で、弘前の老舗の店が潰れたのと同じで、今やっっていけるのか、やめたほうがいいのかと考えているところが結構多いのです。できればこういうのをちょっと長くしていただければ、冬場うちのほうってほとんどお客さん少ない時期に入るので、春先はどうかなと。といえば、やっぱり東京だの、あっちこっちの出方が心配なわけですね。今結構流れてくるようになれば、あちこち直したり、いろいろできるのでないかという人たちが、小泊ですけれども、あるので、できれば幾らかでも長くしてほしいという希望も入れておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 越野課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国の地方創生臨時交付金、こちらを活用しながら実施するものがありますので、やはり年度内というところが完結しなければならないと。そこで、やはり事業の完了のめどといいますと、先ほども申し上げましたが、令和3年2月28日までに実施していただきたいというところがございます。

資金面で大変だということもございますけれども、今現在申請状

況を見ますと、持続化給付金、そちらを活用しながら、もう既にやっておられる方もいらっしゃると思います。それから、今年度、今コロナ禍でありますので、様々国の融資、そういったものの無利子での活用とか、そういった利用をしながらアフターコロナに向けて準備を進めていただきたいと、そういう思いでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 私からは、津軽令和大橋だ、今の大橋の関係です。

10月20日ですか、やるわけですがけれども、私聞きたいのは、先ほど総務課長とも雑談していたのですけれども、親子3代とか、なかなかないとか聞いておりました。

それと、私が一番聞きたいのは、昔と言えばなんですけれども、津軽大橋ができたとき、駅伝大会をやったわけですから、青年団。荒関議員もその青年団の団長ですか、そういう昔を覚えておりますので、一部の町民から、橋ができれば何かマラソンか、駅伝かやるのだなど。今は全国的にブームがありますので、町長もやるのだと、そういう話は聞こえておりましたけれども、今年はどうにもならない、こういう状態だし。来年度もなかなか難しいのではないかと。やるとすれば秋、幾らか寒くなってから、田んぼが黄金色のとき走れば全国から来るのではないかと、そういう予想はしております。

ただ、町長に聞きたいのは、これはやる、やらないとするのは、コロナの関係で、これははっきりは言えませんけれども、どういう方向で行くのかと。ただ、今から予約というか、日程を取らなければ来年は、1年先のことですがけれども、今から日程を取らなければ、こういうのはダブれば迷惑するのだと。そういうのもありますので、やると思うけれども、町長から一言。中身については、成田勝輝さんが詳しいわけですがけれども、町長からやるという言葉聞きたいと思ってしゃべった。お願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 新しい道路、橋が開通して、何かイベントをとということで、前々からマラソンだとか、駅伝だとかの話承っておったわけですが、昨今のイベントの事情を考えると、一発打ち上げ花火的なものはなかなか厳しいだろうというのも個人的には考えております。

その場合に、例えば東京マラソンのようなイベントとして、ずっと長くやれるようなものとしてセッティングできるのかというところも、これはあくまでもスポーツコンベンションの一環として、全国、全世界から人を集めると、地域経済に得な部分、メリットを得るのだという方向でやるわけでありますが、そういう仕立て方ができるのかどうかということを知る検討しながら、今後のものについては考えていきたい。

皆様ご存じのとおり、太宰治を記念したマラソン、走れメロスマラソンも昨今の情勢の中から、継続実施は困難であろうというふうな話も出てきております。今走るというイベントに関しても、全国的に見直しがされているところでもありますので、我が町でやろうとした場合に、継続的に開催が可能なものなのかどうか、そこもしっかりと考えながら、作戦を立てて、運動公園の話もそうでございますけれども、そういうことを考えながら、これから検討していければなと思っております。

お答えになったかどうか、ようございますか。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

3番、成田議員。

○3番（成田直人君） 10ページの1点だけですけれども、テレワーク導入検討ということで、495万円という予算を盛っていますけれども、中央のほうでは確かに会社のテレワークが奏功して、将来的にそうなるのではないかという感じを持ってやっているそうですが、一方行政については、行政サービスというふうな面では職員さんが対応するというふうな面談方式になっていると思いますけれども、これそのものについて、導入の検討ということでございますから、する方向になると思いますけれども、これ部局的には全部局を対象として考えているのですか、その辺をお願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） テレワークのお話でございますが、これ今導入経費ということで盛らせていただいているわけではなくて、導入を検討することなのですが、テレワークをやるために、まず役場の業務中の棚卸しが必要なのです。どの部分が窓口ないとできなくて、どの

部分が自宅でもできるのか、その部分、仕事のやり方も含めて、この際全て見直しをしてみようということで、この導入経費検討というような形で盛らせていただいております。

よって、検討した後に、今、議員お尋ねのどの部分をどうというところが見えてくるのかなと思います。それと併せて、今地方の仕事の在り方というものをもう一回見直していかなければいけないというのは、電子計算組織の利用、いわゆるコンピューターを使うということにおいても今いろいろ課題になってきておまして、広域でやる部分も機械に任せていけばいい部分と、地元で何だかんだ人がいてやらなければいけない部分というのが出てきますので、それらを全部整理するための検討というふうに受け止めていただければ幸いです。

○議長（長利 司君） 成田議員。

○3番（成田直人君） 追加して、いわゆる検討ということである中で、それから見れば予算の495万というのは、ちょっと高額だというようなイメージがあるわけですが、その辺の具体的な見積りみたいなものがあつたら教えていただきたいと思います。

○議長（長利 司君） 葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 今の成田議員の予算的な絡みですけれども、なかなか検討業務というものの、ほかでもあまりやっていなくて、こちらからお願いして、町の仕事、業務をいろいろ整理しまして、それを委託するというので、確かに金額的には高いのですけれども、とにかくこれで入札にかけまして、それで業務のほうを進めていきたいと思っておりますので、何とかよろしく願います。

○議長（長利 司君） ほかにありませんか。

5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 17ページ、第10款教育費についてであります、電子黒板もこれからは必需品でしょうけれども、私は猛暑対策は喫緊の課題だと思います。先ほど沖崎議員さんから冷房設置をと問いかけに、教育長さんは学びの環境はしっかり整えますと言いましたが、私はぴんとこなくて、どの程度なのかな。例えば網戸と、それから扇風機は用意するという予定ありますが、今年はとてもではないけれども、網戸と扇風機では間に合わないと思うのです。

あまりの今年の暑さで、我が町の小中学校は午前授業、午後休校ということが2日間もありました。これは、冬とか、吹雪とか天災であるならば休みも、休校もありましたが、これは私は人災だと思いました。なぜなら、つがる市とか鶴田町はもう設置しております。そして、五所川原市も設置の予定、決まりました。そして、県立高校も41校が設置すると。今朝の新聞には、黒石市も小中学校設置とあります。今では、もはや我が町が後れを取るのではないかと、とても心配しております。

実を言うと、私の教室にはつがる市の先生方、鶴田、それから五所川原市、中泊の先生方いますが、つがる市と鶴田の先生方は、この夏は快適でしたと。ところが、五所川原市の先生方と中泊は、もう大変でしたと。そして、小学生は我慢していましたが、中学生の子供は早くうちへ帰りたい、早くうちへ帰りたいと言うのです。先生方は何も言えませんが、じゃうちに帰ったらエアコンで、エアコンが各部屋にあるから、早くうちへ帰りたいと。だから、何も言えなくて、「じゃ、うちへ帰ったらしっかり勉強してね」と、それしか言えないのだそうです。

これは、私は学びの環境、地域で格差があっては絶対ならぬと思うのですが、先ほどは教育長さんも、欲しいのしょうけれども、町長さんに気を使ったかなと思ったのですが、町長さん、ぜひ冷房は私は必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 先ほど沖崎議員のほうからお尋ねがあったのに私お答えをしないで、塚本議員のほうからお答えをするというような、また若干今ざわざわしている部分があるのですが、実は検討していたのです。学校を休ませざるを得ないという状況が何日かあったというのは、もちろん私どもも把握しておりまして、それが学校の校舎の中の気温が35度になっていたということで、先生方も休ませたほうがいいというような判断をされて休校にした。

しかし、そのときに、エアコンのない青森の学校が休校させていたかということ、させていないところもあるのです。ですから、学校の建物の環境そのもの、ロケーション、建っている位置によって学校の中の温度もまた変わってくるのだと思うのです、風向きとか。今我が町

が置かれている状況を考えますと、校舎の年数が古くなっているところが圧倒的に多いと。校舎の年数が古くなると、冷房を入れても効果がなかなか期待できないということと、これからの我が町の教育環境、いわゆる中里小学校、武田小学校、薄市小学校のここ数年の入学児童の数、今後の状況等を考えたときに、今各学校に全て冷房施設を、エアコンを入れるのがどうなのかなということも含めて考えながらやっていかなければいけない。

今コロナ対策ということもあって、何とか経費的なものに都合つけば、今申し上げたような今後の学校の在り方も考えながら、代表的に、中里でいけば中学校とどこかとか、小泊は今統合すれば新しくなるわけです。古い学校に今エアコン設備入れるというのは、やっぱり投資効果からいくとなかなか厳しいだろうとなつたときに、予算的にどのくらいやればいいのかというところでは。

以前文部科学省が学校のエアコン設備を補助すると、2分の1でといったときに見積りさせていただいたら、1校当たり2,500万くらいかかったのです。それは、文科省の基準を満たそうとすれば、そうなるのです。ところが、今コロナ対策で、議員おっしゃるような感じでやるとすれば、もっともっと低いコストで、各教室にエアコン入れられるということも分かってきましたので、地方創生臨時交付金の二次配賦分を見ながら、今一生懸命どうやればいいのかということを考えておりました。

もう一つ言わせていただければ、先ほど議員のほうからお話のあった休校措置を取ったとき、実は放課後児童クラブどうするかという議論になったのです。家に帰れない子供もいるわけです。そのときに、暑くて授業できない学校で放課後児童クラブやっても駄目だろうということで、バスを使ってパルナスまで運ばせていただきました。パルナスで放課後児童クラブを開設させていただきました。

このようなことを考えれば、小学校、町内に3校あるうちの例えば1校にきちっとした空調入ったとすれば、本当に暑くてどうしようもならないときは、そこの学校に集めて授業をやるということも可能なのかな、そういうことも考えながら今後対応していきたい。

実は、先ほど沖崎議員にお答えをしなかったのは、今日、後で懇談の場があるので、そのときにでも、まだ予算的にはっきりしていなか

ったので、お答えをしようと思っておったのですが、再度塚本議員のほうからお話があったので、私のほうの考え方を、今鋭意努力中だということをお答えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 私は、教育にはどんなにお金をかけても惜しくない、そういう考えなのです。町長のこれからの教育の手腕を期待しております。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 10ページ、委託料に高濃度のPCBの安定器処分、これどこから出たものなのか。また、まだまだ町でこういう環境に悪いようなもので、処分しなければならないものがあるのかどうかをまずお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 荒関議員のご質問にお答えします。

予算措置されている高濃度PCBの安定器が発見されたところは、中央公民館と小泊小学校、小泊中学校、全部で39個の高濃度PCBの安定器が発見されております。この高濃度PCBの安定器が使われている照明器具が設置されているという建設年度がある程度定められておりますので、その関係の建物は全て調査終了しております。39個の処分の委託の手数料ということで受け取ってもらえれば。よろしく願いします。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これからそういう古い建物とか、どんどん処分していかなければならないようなときに、やっぱり国等にも財政支援などをお願いできないものなのか、また来ているのか、そこら辺再度お伺いいたします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） このPCBの処分については、国のほうがいついつまでやりなさいというのはもう法律で決まっているので、やらなければいけないのですが、お金の部分はなかなか面倒見てもらえないのです。今回の件についても、調査しなければいけないので、一斉に調査

かけて、当たりつけて調査かけた結果出てきたのを、これはもう期限切られているものですから、こういうふうな形で処分させていただくと。

我々も、国のほうで出していただければありがたいのはありがたいのですが、県におったときにも、やらなければいけないと分かっているけれども、なかなか金が都合つかなくてできなかったものを、えいやとやらなければいけないとやった記憶もございまして、今回についてもやらなければいけないので、金がどこから出てこなくてもやらなければいけないと。教育の、先ほどお話ありましたけれども、これはもう待ったなしで法律でやらなければいけないので、こういうふうな形で予算措置をやらせていただいたということでございます。

○議長（長利 司君） ほかにありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） すみません、何回も。12月に予算が決まってしまうとちょっと困るので、今。款は衛生費になるのだから、小泊の斎場のことです。この前ちょっとしたことで、私の親戚が亡くなりまして、今回マスクつけながら焼き場にいたのですけれども、エアコンがちょっと貧弱で、いやいや、皆さんにかなりたたかれまして、いまだにこういう斎場でやっているのかと。本当に暑くてあったときなのです。できればあそこの焼き場の出てきたところだよな、焼いた人が出てくる場所、あそこだけちょっと大きいエアコン、小さいエアコンあるのです。そこは要望しておきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第53号

○議長（長利 司君） 日程第16、議案第53号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第53号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,871万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,388万9,000円とし、診療施設勘定の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,413万6,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。

9ページを御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、12節委託料に税制改正に伴うシステム改修分として158万4,000円を計上しております。

第7款基金積立金、第1項基金積立金に財政調整基金積立金として1億1,658万9,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金に県支出金過年度分返還金として50万3,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、8ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金、2節特別交付金に特別調整交付金161万4,000円を計上し、第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として1億1,709万8,000円を計上しております。令和元年度からの繰越額の確定によるものであります。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。13ページを御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費、10節需用費に浄化槽の修繕料として23万7,000円、17節備品購入費に新型コロナウイルス感染予防対策として空気清浄機5台分80万6,000円、同じく新型コロナウイルス対策として、18節負担金補助及び交付金に医療従事者等慰労給付金として12人分60万円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第1目機械器具費、10節需用費に胃カメラスコープ修繕料として28万5,000円、第2目医薬材料費、10節需用費に新型コロナウイルス感染対策防止のための消毒薬の購入で19万3,000円を計上しております。

第2款医業費、第2項歯科用医業費、第1目機械器具費、17節備品購入費に歯科用麻酔電動注射器の購入として6万3,000円を計上しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。2、歳入、第1款診療収入、第1項医科外来収入、第2目社会保険診療報酬収入に52万2,000円、第2項歯科外来収入、第2目社会保険診療報酬収入に6万3,000円をそれぞれ計上しております。

第7款県支出金、第1項県補助金、第1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として159万9,000円を計上しております。

以上で議案第53号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第54号

○議長(長利 司君) 日程第17、議案第54号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長(木元 剛君) 議案第54号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,327万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,146万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧願います。

3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金に地域介護・福祉空間整備等事業1,713万6,000円を計上いたしております。町内の3施設が実施する非常用発電装置の整備費や施設の改修費に対する補助金であります。

9ページを御覧願います。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に介護給付費準備基金積立金1,490万5,000円を計上いたしております。

第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金、22節償還金、利子及び割引料に令和元年度国庫支出金の確定に伴う返還金112万8,000円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。6ページを御覧願います。歳入は、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に令和元年度の交付額の確定に伴う過年度分負担金811万7,000円を計上し、第2項国庫

補助金、第6目地域介護・福祉空間整備等交付金に1,713万6,000円を計上し、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に過年度分負担金564万8,000円を計上し、7ページを御覧願います、第7款繰入金、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金から1,411万1,000円を減額し、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金1,586万2,000円を計上いたしております。令和元年度からの繰越額の確定によるものであります。

以上、議案第54号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第55号

○議長（長利 司君） 日程第18、議案第55号 負担付きの寄附の受け入れについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第55号 負担付きの寄附の受け入れについてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案つづりの32ページを御覧願います。本議案

は、五林地区の福助旅館より南側へ通じる道路敷地の土地譲与申請に係る受入れについて、議会の議決を求めるものであります。

寄附の申出者は、中泊町大字中里字亀山471番地2の古川政昭氏からで、中泊町大字中里字亀山668番1、面積234.16平米及び中泊町大字中里字亀山668番6、面積6.46平米の2筆の合計で240.62平米の土地について、8月6日付で道路としての負担つき寄附の申出がありました。

この土地は、登記簿上では宅地ではありますが、現況は公衆用道路敷地として利用されております。中泊町私道整備に関する要綱の寄附採納基準である第3条、(1)、町が寄附を受けることができる私道として道路の両端が公道に接していること、(2)、当該道路用地に第三者の権利が設定されていないことを満たしているものであります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第56号

○議長（長利 司君） 日程第19、議案第56号 町道の路線廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第56号 町道の路線廃止についてご説

明いたします。

恐れ入りますが、議案つづりの35ページを御覧願います。道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

廃止する路線は、尾別地区の中泊町一般廃棄物最終処分場の門柱がある交差点から中泊町中里一般廃棄物最終処分場、通称旧中里処分場まで通じる町道であります。

現在の町道利用状況としては、処分場へ向かう門柱がある交差点から中泊町一般廃棄物最終処分場入り口までは利用頻度が高く、本処分場から旧中里一般廃棄物最終処分場までは一般車両の通行が少なくなっております。

今後は、本道路を中泊町一般廃棄物最終処分場管理用道路として、引き続き維持管理を行うことといたします。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第57号

○議長（長利 司君） 日程第20、議案第57号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第57号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

議案つづりの37ページをお開きください。つがる西北五広域連合では、青森県並びに構成6市町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町で出資していますふるさと市町村圏基金について、基金の運用益を活用し、広域的な活動を行う団体に交付する助成事業を行っていますが、金利低下による運用益の減少から出資金の取崩しの可能性があること、交付団体の固定化により交付市町が偏在していること等の課題があり、助成事業の見直し、連合事業、定住自立圏共生ビジョン事業への活用を含め、検討を重ねた結果、広域事業への活用の継続が難しいとの判断から廃止することになりました。

また、つがる西北五広域連合長の選挙については、広域連合の事務所において行うものとなっておりますが、関係市町の事務所での実施に対応するため、本広域連合の共同処理する事務及び本広域連合規約を変更することになりました。

以上のことから、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきまして、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、条例等新旧対照表の2ページを御覧願います。

目次中、第5章基金（第18条・第19条）、第6章雑則（第20条）を第5章雑則（第18条）に改めております。

第4条中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げております。

第5条中第1号を削り、3ページを御覧願います。同条第5号中「第4条第6号に規定する」を削り、各号を1号ずつ繰り上げております。

第12条第2項中「広域連合の事務所」を「選挙管理委員会が定める場所」に改めております。

第17条第2項中「別表第1」を「別表」に改めております。

第5章を削り、第6章中「第20条」を「第18条」とし、同章を第5章に改めております。

附則第 2 項中「別表第 1」を「別表」に改め、4 ページを御覧願います。附則第 5 項中「別表第 1 第 4 条第 6 号イからオまでに規定する各サテライト医療機関ごとの設置及び管理運営に係る経費（サテライト病院の新築に係るものを除く。）の項」を「別表各サテライト医療機関の設置及び管理運営に係る経費（サテライト病院の新築に係るものを除く。）の項」に改め、附則第 6 項中「別表第 1」を「別表」に改めております。

別表第 1 の備考以外の部分中「第 4 条第 6 号アに規定する」を削り、「第 4 条第 6 号イからオまでに規定する各サテライト医療機関ごと」を「各サテライト医療機関」に改め、同表の備考 1 中「第 4 条第 6 号アに規定する」を削り、同表の備考 2 中「所属」を「所在」に、「第 4 条第 6 号イに規定するサテライト病院」を「サテライト病院（五所川原市）」に改め、同表の備考 3 中「第 4 条第 6 号に規定する」を削り、同表を別表に改めております。

出資金を示しております別表第 2 を削るものであります。

なお、この規約は令和 2 年 1 2 月 1 日から施行することといたしております。

以上で議案第 5 7 号 つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更についてのご説明を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 5 7 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 5 8 号

○議長（長利 司君） 日程第 2 1、議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本件について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、山本弘氏の任期が令和 2 年 1 2 月 3 1 日をもって満了することに伴いまして、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

山本氏は、中里地域宮野沢地区在住で、平成 2 7 年 1 月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 5 8 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 8 号は同意することに決定しました。

◎日程第 2 2 発議第 3 号

○議長（長利 司君） 日程第 2 2、発議第 3 号 中泊町議会の議会中継動画配信に関する規程の制定についてを議題にします。

お諮りします。本件については議会内で協議を願った件であります

ので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

発議第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第4号

○議長(長利 司君) 日程第23、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題にします。

お諮りします。本件については提出の理由にありますように、新型コロナウイルス感染症の影響による地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求めるもので、議会運営委員会連名で提出されたものです。

本件については説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第5号

- 議長（長利 司君） 日程第24、発議第5号 学校給食の無償化をもとめる意見書を議題にします。

お諮りします。本件については9月11日の本会議において、本意見書の提出を求め、陳情書に採択されたことにより提案されたものでありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

- 議長（長利 司君） 日程第25、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これもちまして令和2年第3回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時53分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 長 利 司

署名議員 野 上 恩 亨

署名議員 野 上 祐 一